

令和8年2月10日

白石市教育委員会(定例会)議案

白石市教育委員会

令和8年2月10日

白石市教育委員会(定例会)

参 考 資 料

白石市教育委員会

第1号議案

白石市教育振興基本計画(案)について(継続審議)

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典



第3期

白石市教育振興

基本計画

令和 8 年度～令和 12 年度

白石市教育委員会

計画の策定に当たって

◆ 計画策定の趣旨

令和 3（2021）年度に策定した「第 2 期白石市教育振興基本計画」が、令和 7（2025）年度で終了することから、市長より、今後 5 年間の本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針である「白石市教育等の振興に関する総合的な施策の大綱」が示されました。この教育大綱を受け、本市教育委員会では、急速に変化する社会情勢や将来を見据え、中長期的視点に立った本市教育の基本的な考え方及び施策の方向性を明らかにすることを目的として、令和 8 年度を始期とする「第 3 期白石市教育振興基本計画」を策定するものです。

◆ 計画の位置付け

- この計画は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づく、本市教育振興のための基本計画です。

教育基本法（抜粋）

《教育振興基本計画》

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない。

◆ 計画の期間

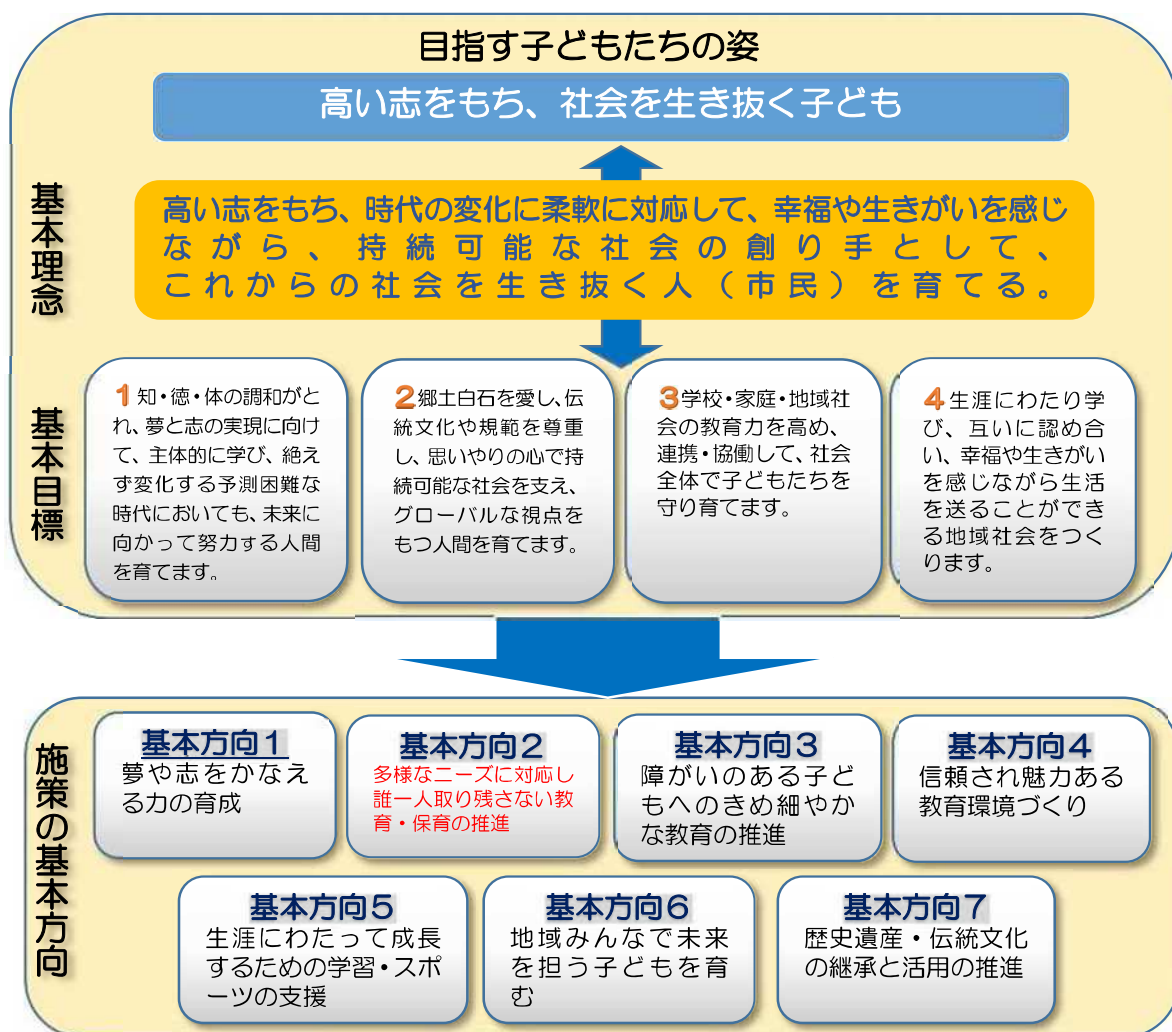
- 令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間

⑥ 本市教育の基本目標と施策の展開

◆ 本市教育の基本目標と施策の展開

変化の激しい予測困難な時代の中で、一人一人の市民（児童生徒）が、自分の可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要です。そのためには、特に、子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の「知・徳・体」が一体となった「生きる力」を育んでいくことが不可欠です。これらを踏まえ、本市では「生きる力」を、「高い志をもち、時代の変化に柔軟に対応して、幸福や生きがいを感じながら、持続可能な社会の創り手として、これからの社会を生き抜いていく力」ととらえ、生涯にわたって豊かな人間力を育成することを基本理念とします。

この基本理念の具現化に向けて、「目指す子どもたちの姿」を「高い志をもち、社会を生き抜く子ども」とし、4つの基本目標を掲げ、教育を推進していきます。



基本方向１ 夢や志をかなえる力の育成

（１）夢や志をかなえるための確かな学力の育成

- 子どもたちが分かる喜びや楽しさを実感し、充実した学校生活を送り、一人一人が志を抱いて希望する進路を実現していくため、本市独自の学力調査を実施し、調査結果を有効に活用して授業改善を行うことで、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに創造的な思考力を育んでいきます。
- 学力調査の結果等の客観的データやAIドリルをはじめとするICTの活用等により、児童生徒一人一人の学習状況を把握することで、個別最適化した学びを実現させ、協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげます。
- 情報化、国際化、科学技術の高度化等の社会の変化に対応した学校教育を展開するため、宮城県教育委員会と連携して教職員の研修を充実させることにより、教職員の指導力向上を図ります。
- （仮称）地球共創大学院大学と幼稚園、保育園及び小中学校との連携を視野に入れ、教育環境の充実を図ります。

（２）p4c（philosophy for children）の活用と外国語教育によるグローバルな人材の育成

- 対話を通してお互いを尊重し合い、多様な考え方に気付きながら自分の考えを深める力や探究心等を育むために、p4cを生かした教育課程を編成し実施します。
- 国際社会で活躍する人材を育成するため、文部科学省より教育課程特例校（英語特区）の指定を受け、本市独自の教育課程を編成し、小学校では低学年から外国語教育（英語教育）を実施します。さらに中学校では、第1学年、第2学年において英語によるコミュニケーションに特化した学習を展開し、「生きて働く英語力」の育成を図るとともに、グローバルな視野を身に付けた人材の育成を進めます。

（３）SDGsを取り入れたESDの推進

- 社会の多様性から生じる諸問題を解決し、SDGs（持続可能な開発目標）の実現に貢献する児童生徒を育成するため、市内全校がユネスコスクール加盟校としてESD（持続可能な開発のための教育）を推進することで、課題に主体的に取り組む力や新たな価値観や行動を生み出す力を育みます。

（４）Society 5.0で活躍する人材の育成

- 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、子どもたちが自分の特性や理解度に応じて、多様な学び方を選択できる学習環境を目指します。また、AIなどの新たなデジタル技術を活用し、子どもたちが創造性を発揮しながら学び続ける力を育みます。
- 子どもたちがデジタル技術に親しみながらルールやマナーについて学び、情報を正しく扱う能力を身に付け、相手を尊重しながら協働的に課題を解決する力を育成します。

(5) 幼児教育・保育の充実

- 子どもたちが健やかに育ち、人格形成や基本的な生活習慣の基礎を身に付けられるよう、集団活動における遊びや体験、友達との関わりなどを通して、「生きる力」を育む環境づくりに努めます。
- 市内幼児教育・保育施設の交流を積極的に推進し、保育体験や学びを共有するとともに、経験に応じた研修体制の充実を図ります。
- 大学等との連携や幼児教育アドバイザーの活用により、幼児教育・保育の質の向上を目指します。
- 社会環境とともに変化する多様なニーズに対応しつつ、学びの連続性を踏まえた幼保小接続の取組やp4c実践を推進し、子どもたちにとって望ましい就学前教育・保育の充実に努めます。

基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

(1) 生きる力を育む「志教育」の推進

- 家庭・地域・関係機関と連携した取組を通して、社会性や勤労観を養いながら、発達の段階に応じた主体性や行動力、創造力を育む教育を推進します。
- 地域人材、NPO、企業、大学等との連携により、体験的・探究的な学習の機会を拡充します。

(2) 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援

- 全ての子どもが自分の良さを知り、自分らしい生き方を追究し、たくましい心を育む教育を推進します。
- 学びの多様化学校の教育活動の充実を図り、不登校児童生徒を含む全ての子どもに学びの場を保障し、誰一人取り残されない教育を推進します。
- いじめ・不登校等の未然防止及び早期発見・早期対応を目指した組織的・計画的な取組を充実させるとともに、家庭や地域社会、関係機関との連携を図り、生徒指導体制、相談体制を充実させます。
- 教育支援センターを拠点として、不登校児童生徒の心のケアや学校復帰を支援します。また、ICTの活用等により不登校児童生徒の学ぶ機会の確保に努めます。

(3) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上

- 生涯にわたる心身の健康に必要な力を身に付けさせるため、体系的な保健教育の充実に取り組みます。
- 家庭・地域との連携やICTの活用等により、子どもがスポーツに親しむ機会の拡大を図ります。

(4) 食育の推進

- 市の食育推進プランに基づき、望ましい食習慣の定着や自立に向けた食生活の基礎づくりに努めます。
- 地場産品を活用した学校給食の充実を図り、安全で安心な給食を提供するとともに、アレルギーに対応した給食を提供します。

~~(5) インクルーシブ保育の推進~~

- ~~○ 幼児期における集団生活で、様々な人の多様性と出会う機会を創出するとともに、共に育ち合う中で、他者を尊重する思いやりの心を育むことを目指します。~~
- ~~○ 医療的ケアが必要な子ども、外国籍の子どもなど、特別な支援を必要とする子どもについては、関係機関と連携しながら適切に対応できる体制の強化を図ります。~~

基本方向3 障害のある子ども等へのきめ細やかな教育・保育の推進

(1) 特別支援教育の充実と発展

- 「障害者の権利に関する条約」を受けて、教育について障がいのある児童生徒の権利をあらゆる場面で保証します。人権及び多様性を尊重し、障がいを理由として教育の機会が妨げられることのないよう、インクルーシブ教育システムの理念に基づく取組を推進します。
- 障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、通常の学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場の一層の充実と環境整備を行います。
- 障がいのある子どもとない子どもが可能な限り共に学び合う環境を整え、児童生徒の様々な教育的ニーズに対応した、個々に必要な合理的配慮がなされるよう努めます。

(2) 特別支援教育のサポート体制の充実

- 関係機関や特別支援教育コーディネーター等との連携を強化し、相談・支援体制を充実させるとともに、早期支援のため、就学前の段階から就学相談等で様々な情報提供を行います。また、様々な事業等を活用した研修機会の設定や学習支援等、特別支援教育の推進に係るサポート体制の充実に努めます。

(3) インクルーシブ保育等の推進

- 障がいのある子どもや医療的ケア児など、多様なニーズを有する子どもの健やかな育ちを支援し、すべての子どもが育ち合う教育・保育を推進します。また、支援を必要とする子どもに対して適切に対応できるよう、関係機関と連携しながら体制の強化を図ります。

基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり

(1) 教育政策推進のための基盤整備

- 学校教育・保育審議会の答申等を踏まえ、児童生徒の減少、社会構造の急速な変化に対応した学校の適正配置のために、義務教育学校などの設置やその基盤整備を行います。
- ICT活用に向けた教育環境の計画的な整備を推進するとともに、授業改善と学びの保障につながる活用を進めます。

(2) 危機管理体制の強化と防災教育の推進

- 不審者侵入や地震災害等に対応した児童生徒の安全確保のため、危機管理体制の強化を図ります。
- 「しろいし安心メール」などを活用し、児童生徒の安全や安心に努めます。
- 東日本大震災、令和元年東日本台風を教訓とした防災教育の充実を図ります。
- 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に伴い、情報セキュリティ対策及び個人情報保護の徹底に努めます。

(3) 学校施設設備の適切な管理と整備

- 市内民間施設及び公共施設を有効に活用し、児童生徒の教育活動の充実に努めます。
- 施設設備の整備を推進し、児童生徒が安全安心に学ぶことができる環境づくりに取り組みます。
- LED等の環境負荷の軽減に配慮した施設設備の適正な管理を図ります。
- 東日本大震災、令和元年東日本台風を教訓とした施設設備の安全点検を強化します。

~~(4) 図書館の有効活用と資料の充実~~ → 基本方向5へ

- ~~○ 生涯にわたる学びの支援の場・地域の情報拠点として、資料の収集と提供などの基本的サービスの充実を図ります。~~
- ~~○ 郷土資料や行政資料の収集・公開に努め、調査研究や地域課題の解決に役立てます。~~
- ~~○ 学校図書館との連携を深め、子どもの読書活動の推進と読書環境の充実を図ります。~~
- ~~○ 電子図書館を実施し、ニーズの変化に合わせた多様な読書機会の提供を行います。~~

基本方向5 生涯にわたって成長するための学習・スポーツの支援

(1) 社会教育の推進

- 社会教育は、個人の自己実現に向けた学習を支援しつつ、それを地域の発展につなげていく役割も担っています。そのため、公民館等の社会教育施設と地域の各種団体・サークルや市役所各課等との連携を一層強化して、各個人が自己実現の場として地域等と関係を持つ機会をコーディネートする機能を高めます。
- 地域住民による学習サークルづくりや、既存の各種団体の活性化を支援することで、これからの人口減少や少子高齢化のなかでも、地域が話し合いと学び合いを重ねながらより良い地域を目指すことができる力の向上を目指します。
- 誰もが、生涯にわたり主体的に学ぶことができるよう、社会の変化や社会情勢に対応した学習の機会の創造を支援します。
- 学校や関係機関と連携し、本市の特色ある教育や地域資源について保護者が理解を深め、家庭や地域で子どもにその価値を伝えられるよう支援します。

基本方向と主な取組

- 社会教育事業や特色ある教育活動について、保護者や市民に分かりやすく伝える情報発信に努めます。

(2) 地区公民館への支援

- 公民館は、市民がいつでも誰でも気軽に集い、学ぶことができる学習施設です。現在は指定管理者制度により地域主導で運営されている公民館が、市民の生涯を通して成長していきたいという思いに応えられる施設となるよう、運営組織を支援します。
- 市民が人生の様々な場面で抱く思い、抱える不安や課題に対し、同じ悩みをもつ仲間を見つけ、解決に向けた共同の学習へと導けるような力を身に付けるため、地区公民館職員が専門スキルを高められる機会を拡充します。併せて、公民館事業運営への指導・助言を行う市職員の専門スキルを高める機会を拡充します。
- 公民館事業は地域の実情に応じた事業展開が求められるため、地域の強みを生かすことを尊重し、各地区が、地域の特色を生かした事業の展開に取り組めるよう、支援します。

(3) 生涯スポーツや地域スポーツの推進と基盤づくり

- スポーツ推進委員と連携し、社会体育施設や学校開放による施設の有効活用を図ります。○ 総合型地域スポーツ文化クラブと連携し、地域に根ざしたコミュニティスポーツの積極的な推進と支援を進め、市民の健康増進と体力・運動能力の向上を図ります。
- 各種イベント・教室等を開催し、「だれでも・いつでも・どこでも・いつまでも」気軽に楽しめるライフステージに応じた生涯スポーツ等各種スポーツの普及に努め、「市民総スポーツ社会」の実現を目指します。
- スポーツ協会を中心とするスポーツ団体及び指導者の育成に努め、スポーツ人口の拡大を図ります。

(4) 図書館の有効活用と資料の充実

- 生涯にわたる学びの支援の場・地域の情報拠点として、資料の収集と提供などの基本的サービスの充実を図ります。
- 郷土資料や行政資料の収集・公開に努め、調査研究や地域課題の解決を支援します。
- 学校図書館との連携を深め、子どもの読書活動の推進と読書環境の充実を図ります。
- 電子図書館を実施し、ニーズの変化に合わせた多様な読書機会を提供します。

基本方向6 地域みんなで未来を担う子どもを育む

(1) 地域学校協働活動の推進

- 公民館等を中心とした社会教育の推進によって育まれる地域の学習文化、自治の力を基盤に、地域学校協働本部が中心になり、学校支援、放課後子ども教室の実施、地域活動の実施、家庭教育の支援をより充実したものにし、未来を担う子どもたちの成長や学習を、地域ぐるみで応援し、

基本方向と主な取組

支援していく機運を醸成します。

- 学校運営や、学校での学習内容を支援するため、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の一体的な推進を図り、家庭・地域・学校がー丸となった取り組みに繋げていきます。

(2) 青少年活動の推進

- 青少年を対象とした講座等の充実や、ジュニア・リーダーの育成・活用により、世代間交流活動や地域活動へ参加する機会を作り、多くの人との出会いや、白石の歴史や自然や文化に触れることで、ふるさと「白石」への誇りと愛着を感じられる機会を拡充します。
- 公民館、各種団体等を中心とし、地域ぐるみで地域の子どもたちを育む活動を支援します。

(3) 休日部活動の地域展開の推進

- 国・県の方針を踏まえ、休日の運動部・文化部活動については、学校と地域との役割分担を整理しながら段階的に地域展開を図ります。
- 関係機関との連携のもと、活動場所や指導人材の確保に取り組み、円滑な地域移行に向けた体制整備を図ります。

基本方向7 歴史遺産・伝統文化の継承と活用の推進

(1) 歴史遺産・伝統文化の活用推進

- 歴史遺産・伝統文化を活用し、地域の文化について学んだり体験したりできる機会・環境を提供することにより、地域の個性や成り立ちを理解し、固有の文化を将来にわたって継承していけるよう努めます。
- 歴史遺産や伝統文化を通して地域への愛着を醸成し、郷土を愛する心や誇りを育みます。

(2) 歴史遺産・伝統文化に関わる多様な担い手との協力体制の構築

- 歴史遺産・伝統文化は地域の有力な資源であるという観点から、これらの継承を所有者や保持者のみに委ねるのではなく、歴史遺産等の価値を共有する多様な担い手との連携と協力体制の構築を図ります。

(3) 歴史遺産・伝統文化の保護・活用体制の充実

- 歴史遺産・伝統文化の保護・活用にあたっては、基礎調査や記録化が基盤になることから、これらの実施体制の充実を図ります。
- 文化財関連団体、歴史遺産等の価値を発信できる人材の育成に努めます。
- 「白石市博物館基本構想」を、社会情勢や教育ニーズ、財政状況、デジタル化の進展等を踏まえて見直します。その中で、規模や体制等を含めた方向性を検討していきます。

第2号議案

令和8年度白石市教育施策(案)について

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

令和8年度白石市教育方針と重点取組

白石市教育方針

教育基本法の精神に基づき、本市の幼児・児童・生徒に生きる力（確かな学力・豊かな心・健やかな体）を育成するとともに、一人一人の生涯にわたる学習の充実と家庭や地域社会の教育力の高揚を図り、さらに伝統文化の尊重や誇りをもって生きる市民を育成し、「人と地域が輝き、ともに新しい価値を創造するまち しろいし」の実現を期する。

○重点取組

基本方向 1 夢や志をかなえる力の育成

①全国学力・学習状況調査の平均正答率を全国平均以上にすることを旨とした学習指導の改善、充実と家庭学習改善及び非認知能力の育成

~~②学びの多様化学校の充実と教育支援センターの有効活用及び連携強化~~ → 基本方向 2 へ

②市学力調査等のデータを生かした個別最適な学びと協働的な学びとの一体的充実及び主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

~~③不登校対策の充実（「魅力ある行きたくなる学校づくり」の横展開）~~ → 基本方向 2 へ

~~④③~~学校の特色や p 4 c を生かした教育課程の編成と実施

~~⑤④~~教育課程特例校（英語特区）を生かした英語教育の充実とコミュニケーション力の向上

~~⑥⑤~~SDGs（持続可能な開発目標）~~を達成しようとするの実現に貢献する~~児童生徒を育成するためのESD教育の推進

~~⑦⑥~~1人1台端末（GIGAスクール）環境を生かした授業でのICT・AIドリル活用の充実及び家庭学習での積極的な利用、インターネット利用のルールやマナーに関する指導の徹底

⑦ 暗唱読本を取り入れた教育活動の充実

⑧幼稚園、保育園における p 4 c や英語教育、暗唱活動を取り入れた幼児教育・保育の充実

~~⑨暗唱読本を取り入れた教育活動の充実~~

~~⑩⑨~~幼稚園、保育園、幼保・小中学校連携の取組を通じた架け橋期のカリキュラムの充実と改善及び実践

⑩チーム担任制を通して、複数の教員による多面的な視点による教育活動の展開

基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

①発達の段階と各学校の特色を生かした志教育の実践

②保護者と連携した望ましい生活習慣の確立

③不登校支援の充実（「魅力ある行きたくなる学校づくり」の更なる推進）

④地域人材や大学等との連携による探究的な学習機会の拡充

⑤学びの多様化学校の充実と教育支援センターの有効活用及び連携強化

⑥体力・運動能力調査の結果を生かした体力の向上及び食育の推進

⑦市の図書館と連携した読書活動の推進

~~④中学校における部活動の更なる改善（部活動の地域移行の推進等）~~ → 基本方向6へ

基本方向3 障がいのある子ども等へのきめ細やかな教育・保育の推進

①個の実態に応じた多様な学びの環境（通常の学級、通級による指導、特別支援学級等）の整備充実

②教育支援委員会や関係機関、コーディネーターによるサポート体制の充実

③教育支援ソフトの効果的活用による指導・支援の質の向上

④インクルーシブ保育の推進及び関係機関との連携による体制の強化

基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり

①子どもの安全安心確保のための学校安全の充実と安全・防災教育の確実な実施

②「本市における小中学校教育のあり方に関する事項」（答申）を踏まえた教育環境の検討
「白石市立小中学校教育のあり方に関する基本方針」の策定

③教育DXの推進及び白石市立小中学校情報セキュリティ対策基準の遵守徹底

④「白石市幼児教育・保育のあり方に関する基本方針」に基づく幼児教育・保育の施設整備及び教育環境の構築の推進充実

基本方向5 生涯にわたって成長するための学習・スポーツの支援

~~①生涯学習の推進とスポーツ環境の充実~~

社会教育事業や特色ある教育活動の情報発信による市民の理解促進

②地区公民館職員としてのスキルを高める研修機会等の充実

③「総合型地域スポーツ・文化クラブ」の活動支援との連携

④生涯にわたる学びの支援の場としての図書館サービスの充実

~~④⑤市民のニーズの変化に対応した図書館サービス読書環境~~（電子図書館等）の提供

基本方向 6 地域みんなで未来を担う子どもを育む

- ①コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動への理解と地域参画の促進の一体的推進
- ②社会体験・自然体験・世代間交流を取り入れたプログラムの充実によるシビックプライドの醸成
- ③休日部活動の地域展開に向けた体制整備の推進

基本方向 7 歴史遺産・伝統文化の継承と活用の推進

- ①歴史遺産・伝統文化の記録化と活用及び情報発信の推進
- ②文化芸術団体・文化財関連団体の育成と活動支援
- ③博物館の早期建設に向けた資料収集、資料整理、教育普及活動の実施
「白石市博物館基本構想」の見直しと博物館等施設の方角性検討

令和8年度 白石市教育施策

幼児教育・保育の充実

1 幼児教育・保育の充実

- 一人一人の幼児が伸び伸びと活動し、豊かな体験が得られる環境を通して行う教育に努め、幼児期の特性に応じた指導を推進する。
- 幼児を取り巻く環境の変化を踏まえ、家庭や地域と連携しながら集団活動の中で基本的な生活習慣の形成を図り、善悪の判断と道徳性を養い、生きる力の基礎となる社会性や協同性の芽生えを培う。
- 周囲の環境（物的環境、人的環境、自然環境）に主体的にかかわる体験を通して、心豊かな幼児の育成を図る。
- ~~○幼稚園と保育園及び小学校（低学年）間の連携と相互理解を深めながら、子育て支援体制づくりを推進し、幼・保・小連携推進委員会の一層の充実を図る。~~
- ~~○「幼保小の架け橋プログラム事業」の取組を通して改善を図ったアプローチカリキュラム及びスタートカリキュラム等との適切な実践・活用を図り、幼・保・小相互の円滑な接続と教育・保育の質の向上を図る。~~
- 学びの連続性を踏まえた「幼保小の架け橋プログラム事業」の取組において改善を図った「架け橋期のカリキュラム」の実践を通して、幼・保・小の円滑な接続と相互理解を深め、教育・保育の質の向上を図る。
- 預かり保育・延長保育の実施により、園児の心身の健全な発達を図るとともに保護者の子育てを支援する。
- ~~○「幼児教育アドバイザー」を配置し、大学等との連携や専門的な知見や豊富な実践経験を有する「幼児教育アドバイザー」を活用し、幼稚園教諭・保育士の経験年数に合わせた研修体制の充実を図り、子どもの人権を尊重した良質な教育・保育を提供する。~~
- p4cを生かした実践に努め、安心で温かな関係づくりに努める。
- インクルーシブ保育を推進し、支援を必要とする子どもに対して、関係機関と連携しながら、適切に対応できる体制の強化を図る。

学校教育の充実

1 創意ある教育課程の編成と実施による「特色ある学校づくり」の推進

（1）創意ある教育課程の編成

- 市内の特色や2学期制の利点を生かし、各学校の実態に即した教育課程の編成と実施に努める。
- ~~幼保・小~~中学校の連携を図り、接続を意識した年間指導計画の作成に努める。
- p4cを生かした教育課程の編成と実践に努める。
- 児童・生徒に求められる資質・能力を地域社会と共有し、社会に開かれた教育課程の編成に努める。
- 1人1台端末環境を有効に活用した教育活動の充実に努める。
- 暗唱読本を取り入れた教育活動の充実に努める。
- チーム担任制を通して、複数の教員により多面的な視点で丁寧な指導に努める。

（2）志教育の推進

○教育活動の様々な場面で、人間として、社会人として、市民としての在り方や生き方、そして誇りを考えさせる場を意図的に設定する。

○発達段階に応じた勤労観や社会性を身に付けさせ、自らの生き方について主体的に探究していく力を伸ばす。

(3) 学習指導の充実

○児童・生徒の個性や能力及び適性等興味関心を重視大切にした学び側に立つ学習者中心の授業づくりに努め、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実を図る。

○児童・生徒に基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりに努め、その実践を推進する。

○「白石市学力向上グランドデザイン」に則り、児童・生徒一人一人に確かな学力を定着させるPDCAサイクルを踏まえた学力向上策を継続・推進する。

○各種学力・学習状況調査の結果やICT（AIドリル）等を活用した授業改善によりつまづき解消の取組を図るとともに、児童・生徒のより良い学習習慣や生活習慣の形成を図る。

○今日的な課題や地域、児童・生徒の実態及び学習の個性化を踏まえ、「探究的な学習」を通して、より良く課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力など育てたい力を明確にした総合的な学習の時間の充実に努める。

○教育課程特例校（英語特区）の指定を受け、本市独自の教育課程を生かした英語教育の充実を図り、コミュニケーション力及びシビックプライドを醸成する。

○中学校区を単位とした小・中学校協働による授業づくりを通して、課題改善に努めるとともに、学習意欲の高揚を図る。

○児童・生徒自身が課題意識をもつことや興味関心に基づき、計画的・継続的に家庭学習に取り組むことができるように発達段階に応じた指導・支援の工夫を図る。

○児童・生徒の能力・適性を多面的に把握し、適切な進路指導を進める。

○検定(英検・漢検・数検)補助を継続し、積極的活用を通して、児童・生徒の目標に向かって挑戦する姿勢、学習意欲を育てる。

(4) 学校体育・学校保健の充実

○運動の楽しさを実感できるような授業を展開し、運動への関心を高めるとともに運動習慣の定着を図り、体力・運動能力の向上を促進する。

○生涯にわたり健康で活力ある生活を送る基盤を育むため、各種調査結果等を活用しながら健康の保持増進を図る。

○感染症等の情報に敏速に基づき迅速に対応し、感染防止と罹患者への適切な指導に努める。

(5) 学校給食の充実と食育の推進

○地場産品を食材とした活用しながら学校給食の充実を図り、安全で安心な給食を提供する。

○衛生管理水準の向上に努め、施設の整備や維持管理に取り組む。

○栄養教諭等による、学校給食を通じた指導を行い、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせる。

○「食物アレルギー対応ガイドライン」に基づき、食物アレルギーを正しく理解し、学校全体で共通理解を図り、適切な対応を行う。

(6) 国際理解教育、姉妹都市交流の推進

○外国語指導助手（ALT）の効果的活用や小・中学校との効果的連携を通して、児童・生徒に国際的な視野と感覚及び英語による実践的コミュニケーション力を身に付けさせる。

○**国内外海外**や姉妹都市**等**との児童・生徒**と**の交流活動の推進を図り、相互理解と友好を深める。

(7) 情報教育の推進

○発達段階に応じて、言語能力、情報活用能力（情報を主体的に収集・判断・処理・編集・創造・表現し、発信・伝達できる能力）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を教科横断的に育成する。

○「**第23期**白石市学校教育情報化推進計画」に基づき、児童・生徒の情報活用能力を、各教科の特質に応じて適切な学習場面で育成する。

○各教科**等**において、コンピュータやインターネット等の情報手段を主体的に活用し、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力の育成を図る。

(8) 環境教育の推進

○省エネルギー活動やリサイクル活動、自然愛護などの実践を計画的に行い、よりよい環境づくりに取り組む態度の育成に努める。

○太陽光発電システムを利用して、省エネルギー、省 CO2 の効果や仕組み等を体感させ、環境教育の推進を図る。

○ユネスコスクール推進校として、**世界共通の新しいものさしであるSDGs**（持続可能な開発目標）**の価値を全教育活動に取り入れよう努めるの視点を踏まえ教育活動の実践に努める。**

(9) 福祉・人権教育の推進

○全教職員の共通理解のもとに福祉・人権教育推進のための校内体制を充実させ、家庭や地域・関連機関との連携を図る。

○共生や福祉の心の大切さを理解させ、特別活動等を通して態度や実践力の育成に努める。

(10) 文字・活字文化の振興

○活字に触れる機会を増やし、児童・生徒の活字文化の理解と読書活動の推進を図る。

(11) ふるさと教育の推進

○地域の文化財や史跡等を学ぶ活動を通して、積極的に市内外の文化や伝統に親しむ児童・生徒を育てる。

○学校教育の活動全体を通して、白石市と地元地区を知り、ふるさとを愛し、その発展に寄与する児童・生徒を育てる。

(12) 小規模校等の充実

○小規模校において、きめ細やかな個別指導による学力向上を図るとともに、協働的な学びに十分配慮して地域の特色を生かした活動による豊かな人間性を養う。

○白石きぼう学園においては、不登校児童・生徒の特性にかんがみ、個別な学びで基礎学力を保障するとともに学校内外での体験活動を通して社会性の醸成を図る。

○小原小・中学校においては、小中一貫校のメリットを生かし、特色ある教育活動を展開する。

(13) 特別支援教育の充実

○就学先を決定するにあたっては、就学相談等を通して様々な情報提供を行い、実態に応じた適切な教育支援に努める。

○**保・幼・小・中・特別支援学校**の連携を通して**切れ目のない**支援の充実に努める。

○特別支援教育コーディネーターを核として他の機関との連携のもと、相談活動を通して特別な

支援を必要とする児童・生徒の理解を深めるとともに、「すこやかファイル」の啓発と活用に努める。

○障がいの種類や程度に応じた合理的配慮に努め、「個別の指導計画」及び「個別的教育支援計画」の作成と実践、並びに教育のユニバーサルデザイン化を推進し、児童・生徒の様々な教育的ニーズに対応する。

○教育支援ソフトを活用し、特別支援教育の全体的な質の向上を図る。

○障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が共に学ぶ場や自らの可能性を最大限に伸ばすことのできる学びの場など、多様な学びの場の充実を図る。

2 豊かな人間性を育む教育の推進

(1) 誰一人取り残されない教育の推進

○不登校の児童・生徒を支援するため、教育支援センターや学びの多様化学校、仙南けやき教室などの連携を通して、学びの保障に努める。

○「魅力ある行きたくなる学校づくり」の横展開更なる推進など、不登校を生じさせない未然防止の取組を含めた不登校支援の充実を図る。

(2) 道徳教育の推進

○「特別の教科 道徳」において、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする授業展開の工夫に努める。

○p4cの理念を取り入れた授業により、安心をベースとした対話ができるようにする。

○自然とのふれあいや社会奉仕、福祉などの豊かな体験活動を積極的に取り入れる。

○美しいものや崇高なものに感動し、真・善・美に触れることのできる多様な体験活動を推進する。

(3) 生徒指導の充実

○児童・生徒の自己存在感や自己有用感を育み、問題行動等の未然防止に努める。

○支持的で創造的な学級集団をつくり、共感的な人間関係の育成に努める。

○児童・生徒の自己選択・自己決定を促す授業づくりに努める。

○児童・生徒がお互いの個性や多様性を認め合い、安心して学校生活を送れるような風土の醸成に努める。

○児童・生徒の悩みや不安の早期発見に努め、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育支援センタースーパーバイザー並びに関係諸機関との連携を密にした相談・支援体制を充実させる。

○善悪の判断を、機会を逃さず、適切かつ確実に指導する。

(4) 情報モラルの育成

○地域・家庭・学校が一体となって児童・生徒を「ネット犯罪」から守るために、地域・家庭等に対して、ネットを通じた有害情報や対策等について、様々な機会を通して啓発を図る。

○児童・生徒の発達段階及び情報機器の活用に応じて、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を、各教科等の指導の中で情報活用能力の学習と合わせて指導する。

3 学校・家庭・地域が連携した「開かれた学校づくり」の推進

(1) 学校経営の充実

○保護者や地域住民に対して学校の教育目標や方針などを説明しながら理解と協力を得、学校及び地域の自然・文化・人材を活かした学校づくりに努める。

(2) 家庭教育の充実

○「~~白石市子どもを育てるヒント集（小学校編・中学校編）~~」の活用、「家庭の日」の促進、「青少年健全育成市民のつどい」への参加の奨励を図り、家庭教育の在り方に関する活動の機会を充実させる。

○学力向上には、家庭教育も重要であることを呼び掛け、学校と家庭とが両輪となって取り組むよう働き掛ける。

○安心感を持たせる家庭環境づくりや非認知能力（自己効力感、協調性、自制心、やり抜く力等）向上の必要性等について情報発信し、家庭の教育力を高めるよう働き掛ける。

(3) いじめ等未然防止対策、~~敏速迅速で組織的な対応~~の推進

○「白石市いじめ防止基本方針」を徹底し、いじめの未然防止や問題行動の早期発見と早期対応に努めるとともに、児童・生徒の活動を通して、いじめ根絶の意識を高める。

○「白石市いじめ防止基本方針」で定めた7月と12月の「いじめ防止月間」に加え、「白石市いじめ防止大会」で採択された、「いじめゼロの日」（毎月10日）を通して、いじめの未然防止やいじめ根絶の推進を図る。

○幼児期における「いじめ」態様の早期把握に努め、適切な対応を図る。

○いじめの認知や対応には、「いじめ防止対策委員会」を開き、~~迅速で組織的な対応を徹底するとともに、該当児童・生徒や保護者の心情に配慮した対応を行う。~~

(4) 安全教育の徹底

○児童・生徒の安全を第一に考え、「学校安全委員会」の活用をはじめとした管理体制の整備に努める。

○学校・家庭・地域が連携し、学校安全、防犯、防災、交通安全等の意識を高めるために自ら考える教育活動を取り入れる。

○危険箇所や通学路などの安全点検を組織的、計画的に行う。特に東日本大震災を教訓とし災害時の対応等、防災教育の充実を図り、実効性のある防災体制づくりを行う。（「学校・地域防災連絡協議会」の活用）

○登下校時の安全を図るため、~~スクールパトロール隊や通学路巡視員学校支援ボランティア~~等と協力し、児童・生徒の安全確保の支援に努める。

○P S C（Police Student Cooperation）パトロールや~~アルカス隊~~などの取組を活かして、児童・生徒の地域安全への意識を高める。

4 「学校力」向上を図る研修の充実

(1) 「学校力」向上を図る研修の充実

○管理職の自覚と覚悟を促し、児童・生徒管理、教職員管理、教育課程管理、施設整備管理、学校事務管理を強化する。

○各校の実態に応じて、意識的なO J Tを実施する。

○組織マネジメントや危機管理等の研修を深め、組織として機能する学校づくりに努める。

(2) 「教師力」向上を図る研修の充実

○学校の実態に応じて、学校ごとに「教育への情熱」「授業力」「学級経営力」「生徒指導力」「総合的な人間力」等のバランスのとれた研修に努める。

○白石市の課題解決に向けた具体的な研修に努める。

(3) 情報教育研修の充実

- 「第23期白石市学校教育情報化推進計画」に基づき、教職員のＩＣＴ（情報や通信に関する技術の総称）活用指導力を向上させるための研修を充実させる。
- 情報活用能力と学力の関係を理解し、児童・生徒の知識・技術の確実な定着とともに、思考力・判断力・表現力等を高めるための研修の充実を図る。
- 校務用コンピュータを活用した校務の効率化を進めるとともに、情報管理の徹底を図る。
- 1人1台端末等を使用した授業づくりのため、指導主事を有効に活用して、教員の資質向上を図る。

(4) 心身の健康管理

- 市民の期待と信頼に応え、創意と活力に満ちた教育活動が展開できるよう、~~文部科学省報告の「学校現場における業務改善のためのガイドライン」及び「学校現場における業務の適正化に向けて」を活用し、教職員の健康増進と福利厚生~~の充実に努める。
- 各学校において、創意と活力に満ちた教育活動が展開できるよう、「白石市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、学校における働き方改革を進め、適切なワークライフバランスの実現、「働きやすさ」と「働きがい」の両立を目指す。

社会教育の充実

1 社会教育推進体制の充実

(1) 市民の生涯の成長を促す社会教育の推進

- 公民館等の社会教育施設を拠点に、いつでも誰でも気軽に集い学び合うことや、個人の自己実現に向けた学習を支援する。
- 各種団体や地域住民等との連携強化を図り、市民の学習成果が地域等で生かせるような場のコーディネートを行う。
- 人口減少や少子高齢化の中でも、地域が話し合いと学び合いを重ねてより良い地域づくりを目指す力の向上を図るを目指す。
- 社会教育事業や特色ある教育活動の情報発信により、市民の理解促進に努める。

(2) 地区公民館の社会教育の推進

- 指定管理者制度により地域主導で運営されている地区公民館においても、市民の生涯を通じた成長への要求に応えられるよう、地域の特色を生かした公民館事業や社会教育の推進、共同学習を支援する。
- 公民館職員としての専門スキルの向上を支援するため、研修機会の確保、情報提供、地区公民館同士の定期的な情報交換の場を設ける。
- 市職員が研修会等に積極的に参加するなどして専門スキルを高め、また、地域に出向いて地域の特性や強みを理解しながら、地区公民館事業運営への指導・助言を行う。

(3) 地域学校協働活動の推進

- 地域学校協働本部を中心に、地域学校協働活動推進員、協働教育担当者、地域の方々などを対象にした研修会の開催や情報共有の機会を設け、活動への理解の促進と家庭・地域・学校が丸となって取り組みの充実を図る。
- 学校支援を通して、充実した学校教育を支援する。

○放課後子ども教室を実施し、子どもたちの安全・安心な放課後の居場所の確保と異年齢交流による子どもの自主性と創造性を育む。

○**コミュニティ・スクール**や地域学校協働活動の取り組みを通して、地域住民や各種団体の主体性や自主性を育み、地域全体の教育力の向上と地域の活性化を図る。

○家庭教育支援チームなどと連携し、宮城県版「親の学びのプログラム」を活用した出前講座の実施等による家庭教育事業を推進し、全ての親が安心して子育てや家庭教育が行えるように支援する。

(4) 青少年活動の推進

○社会体験・自然体験・世代間交流を取り入れた充実したプログラムによるわんぱく教室を開催することにより、子どもたちの健全な育成と、ジュニア・リーダーの加入に繋げる。

○次世代を担う青少年がたくましく思いやりのある人間に成長することを支援し、将来の担い手として、地域をつくる社会の一員になることを目指して、ジュニア・リーダーの育成と活用を推進する。

○未来を担う子どもたちが、ふるさと「白石」**への**誇りと愛着**を育むことの醸成**ができるよう、楽しみながら地域**への**興味や関心**を高められるが持てる**機会の**充実を図る拡充に努める**。

~~(5) 読書活動の推進環境の充実~~

~~○読書をととして心の豊かさを育むとともに豊かな人生を送ることができるよう、児童・生徒を始めとした市民が読書に親しむことができる環境の整備に努める。~~

(5) 休日部活動の地域展開の推進

○休日の運動部・文化部活動は、学校と地域の役割分担を整理しながら体制整備を進め、段階的に地域展開を図る。

2 文化芸術活動の振興と歴史遺産・伝統文化の継承・活用体制の充実

(1) 文化芸術活動の推進

○地域の歴史・風土等を反映した個性豊かなまちづくりを推進するため、市民の多様な文化芸術活動や普及活動を支援する。

○優れた文化芸術に触れる機会を確保し、古典芸能伝承の館碧水園など文化施設の積極的活用を推進する。

(2) 歴史遺産・伝統文化の継承と活用の推進

○歴史遺産・伝統文化の散逸と滅失を防ぎ、広く市民の理解を得るよう啓発するため、資料を記録化し、各種媒体を用いて情報発信をする。

○「**白石市博物館基本構想**」の**見直しを進めるとともに**、歴史遺産や伝統文化を展示・収集・保管する博物館**等施設整備の方向性を検討する**。~~早期建設に向け、資料の所在調査や普及活動を実施する。~~

○他の機関・団体等と連携しながら、歴史遺産等の価値を理解し、魅力を発信する人材を育成する。

3 生涯にわたるスポーツ活動の推進

(1) 生涯スポーツの推進

○いつまでも健康で明るく活力に満ちた生活を送ることができる「市民総スポーツ社会」の実現に向けて、「誰でも・いつでも・どこでも・いつまでも」気軽にスポーツを楽しむことができる

スポーツ環境の充実に努める。

- スポーツ推進委員や学校体育と連携し、各種大会やスポーツ教室等の開催を通じ、地域や学校に根ざしたコミュニティスポーツを積極的に推進し、市民の健康増進と体力・運動能力の向上を図る。

~~○部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた環境整備を進める。~~

(2) 総合型地域スポーツ・文化クラブの活動支援との連携

- 地域住民のスポーツ・文化活動を支援、スポーツ・文化を通じた地域コミュニティを構築するための活動拠点となる「総合型地域スポーツ・文化クラブ」と連携し、市民の健康と体力の増進を図るの活動支援を行う。

(3) スポーツ団体及び指導者の育成強化とスポーツ人口の拡大

- スポーツ協会やスポーツ少年団を中心とするスポーツ団体及び指導者の育成強化に努め、スポーツ人口の拡大を図る。

4 図書館サービスの充実

- 生涯にわたる学びの支援の場として、また、地域の情報拠点として、~~基本的サービスである資料提供やレファレンスサービス~~基本的な図書館サービスに加えニーズの変化に対応した電子図書館などを実施し、読書環境の充実に努める。

- 郷土資料や行政資料を収集・公開し、郷土史に努め、調査研究や地域課題解決に貢献するよう努める。「市民の役に立つ図書館」としての機能の維持・向上を図る。

~~○「第四次白石市子ども読書活動推進計画」に沿い、子どもの自主的な読書活動の推進のため家庭や地域、学校図書館との連携を深め、子どもの読書機会の提供と読書環境の充実、読書活動に対する理解の促進を図る。~~

~~○情報通信技術の進化に伴う市民のニーズの変化に対応するため電子図書館を実施し、多様な読書機会の提供を行うとともに資料の充実に努める。~~

- 学校図書館との連携を深めるとともに、こまくさ号の運行を中心とした子どもに本を届ける活動を実施し、子どもの読書活動の推進を図る。

教育・保育環境の整備

1 施設設備や教具等の充実と効果的な活用

(1) 施設設備の整備

- 安全な施設設備の整備を図る。

(2) 施設設備の適正管理

- 様々な災害に備えた施設設備の充実に努める。
- 環境負荷の軽減に配慮した施設設備の適正な管理を図る。

(3) 子どもの特性に合わせた教育環境の整備

- ICT機器の利活用のための教育・保育環境の整備を図る。
- 障がいのある幼児・児童・生徒の実態を考慮した施設・設備の整備を図る。

(4) 緑化・美化運動による教育環境の整備

○各学校の環境を活かした個性ある緑化・美化による教育・保育環境の整備促進を図る。

2 危機管理体制の強化

(1) 危機管理体制の強化と学校事故再発防止に向けた安全教育の徹底

○東日本大震災や令和元年東日本台風、白石第一小学校事故を教訓として地域の実情に沿って見直した学校安全マニュアルにより、防災教育を強化する。

○不審者侵入や自然災害等に対応した幼児・児童・生徒の安全確保と個人情報管理等の危機管理体制の強化を図る。

○各学校等の状況に応じた避難訓練と日常的な指導により、幼児・児童・生徒の危機予測能力及び危機回避能力を養う。

○「しろいし安心メール」を活用し、幼児・児童・生徒の安全や安心に努める。

(2) 情報教育に係る設備等の整備充実

○学校コンピュータ管理基準の徹底及び個人情報の管理に努める。

○1人1台端末、教師用端末及び関連機器について、白石市立小中学校情報セキュリティ対策基準に基づいた保管及び管理を徹底する。

○学校ホームページの積極的な運用を図り、地域及び家庭に学校の取り組みや子どもたちの様子について伝えるよう努める。

第3号議案

令和7年度白石市一般会計補正予算(2月)の申し入れ
について(案)

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

令和7年度2月補正予算（案） 説明資料

【歳出】

分類	事業名	事業目的及び効果	所属	学校管理課
補助	ツキノワグマ対策事業	ツキノワグマ対策として、登下校時等の安全を確保するため、市内市立学校の児童生徒に貸与するクマよけ鈴及びクマ出没時に使用する教職員用警笛(電子式)を購入するための費用です。		

第4号議案

令和8年度白石市一般会計当初予算の申し入れについて(案)

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

令和 8 年度 一般会計 当初予算 主要事業

<歳出>

①

所属： 学校管理課

事業名	学力向上プロジェクト事業		金額	1,279 万 7 千円	
予算科目		10 款	1 項	3 目	
内容	児童生徒の夢や志をかなえる力の育成を図る上で「一人一人の伸び」を視点、重点とした学力向上を推進するため、本市独自の学力・学習状況調査の実施、実力テスト（中学校）の実施、漢字検定・数学検定・算数検定の受検料補助並びに教育アドバイザーによる研修に係る業務委託のほか、令和 7 年度より引き続き、経済協力開発機構（OECD）による「国際的教育評価と個別最適化学習のための AI モデルの構築」を目的とした教育プロジェクト事業への参加などに係る経費を計上しています。				
特定財源					
予算科目 j		21 款	5 項	1 目	1 節
説明	校内実力テスト保護者負担金		金額	111 万 8 千円	
説明	漢字検定受検料保護者負担金		金額	50 万 8 千円	
説明	数学検定受検料保護者負担金		金額	40 万 5 千円	

②

所属： 学校管理課

事業名	外国語・国際理解教育推進事業		金額	3, 110 万 6 千円	
予算科目		10 款	1 項	3 目	
内容	児童生徒の国際的な視野と感覚及び英語による実践的コミュニケーション力の向上を図るため、民間への外国語指導助手派遣業務委託や外国語指導助手（会計年度任用職員）の配置、英語検定の受験料補助などに係る経費を計上しています。				
特定財源					
予算科目		21 款	5 項	1 目	1 節
説明	会計年度任用職員社会保険料本人負担分			金額	42 万 2 千円
説明	会計年度任用職員雇用保険料本人負担分			金額	2 万 5 千円
説明	英語検定受験料保護者負担金			金額	69 万円

③

所属： 学校管理課

事業名	幼保小架け橋プログラム事業			金額	87 万 9 千円
予算科目		10 款	1 項	3 目	
内容	架け橋期（５歳児から小学校１年生までの２年間）における教育の充実を図ることを目的として、子どもの学びや生活の基盤を育むため、会議や研修会開催時の幼児教育アドバイザー（大学教授）への謝礼などに係る経費を計上しています。				

④

所属： 学校管理課

事業名	幼児教育の学び強化事業			金額	72 万 6 千円
予算科目		10 款	1 項	3 目	
内容	幼児教育から小学校教育への円滑な接続における「不登校・いじめの未然防止」について調査研究を行うため、実行委員会開催時の委員（大学教授）への謝礼などに係る経費を計上しています。				
特定財源					
予算科目		15 款	3 項	3 目	1 節
説明	幼児教育の学び強化事業委託金			金額	72 万 4 千円

⑤

所属： 学校管理課

事業名	学びの多様化学校等管理運営事業			金額	3,991 万 3 千円
予算科目		10 款	3 項	1 目	
予算科目		10 款	3 項	2 目	
予算科目		10 款	3 項	3 目	
内容	なかなか学校に登校できない悩みなどを抱えている児童生徒が、個々に応じた学びと社会的に自立できる力を育み、「ありのままの自分」を発揮できるよう、新たな学びの場として開校した学びの多様化学校や、少人数での教育の良さを生かした特色ある教育を行う小規模特認校の管理運営に係る経費を計上しています。				
特定財源					
予算科目		19 款	1 項	10 目	1 節
説明	白石みらい教育基金繰入金			金額	2,453 万 2 千円
予算科目		21 款	5 項	1 目	1 節
説明	会計年度任用職員社会保険料本人負担分			金額	167 万 3 千円
説明	会計年度任用職員雇用保険料本人負担分			金額	11 万 1 千円

⑥

所属：生涯学習課

事業名	社会体育総務費・委託料			金額	684 万 3 千円
予算科目		10 款	6 項	1 目	12 節
内容	社会体育総務費の委託料のうち、地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託料については、少子化の中でも、将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことが出来る機会を確保するため、中学校の部活動を将来的に地域スポーツクラブへ地域展開することに向けた実証事業です。主に、生徒や指導者、顧問の先生や保護者をつなぐコーディネーターの人件費や、指導者への謝金に係る費用です。				
特定財源					
予算科目		1 6 款	3 項	3 目	2 節
説明	地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金			金額	2 6 0 万円

⑦

所属：こども未来課

事業名	乳児等通園支援事業			金額	1 億 1038 万 3 千円
予算科目		3 款	2 項	2 目	節
内容	生後 6 か月から満 3 歳未満の保育所等に通っていない子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度として、「こども誰でも通園制度」（乳児等通園支援事業）が創設されました。本制度は、令和 8 年度から給付制度として全市町村で実施されるため、白石市第二幼稚園において事業を開始するための保育士等に係る関連事業費と、私立事業者による事業実施施設への給付費を計上しています。				
特定財源					
予算科目		15 款	1 項	1 目	2 節
説明	子どものための教育・保育給付費負担金（乳児等通園支援事業）			金額	8159 万 8 千円
予算科目		16 款	1 項	1 目	2 節
説明	子どものための教育・保育給付費負担金（乳児等通園支援事業）			金額	1359 万 9 千円
予算科目		21 款	5 項	1 目	1 節
説明	乳児等通園支援事業利用者負担金			金額	324 万円

⑧

所属：こども未来課

事業名	施設型給付費（保育料・副食費無償化）			金額	6 億 7839 万 1 千円
予算科目		3 款	2 項	2 目	18 節
事業名	私立認可外保育園保育料助成金（保育料・副食費無償化）			金額	246 万円
予算科目		3 款	2 項	2 目	18 節
事業名	副食費助成金（保育料・副食費無償化）			金額	1152 万 5 千円
予算科目		3 款	2 項	2 目	18 節
事業名	副食費助成金（保育料・副食費無償化）			金額	111 万 8 千円
予算科目		10 款	4 項	1 目	18 節
内容	現在、国の「幼児教育・保育の無償化」により、「3 歳から 5 歳児」及び「住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児」の保育料は、無料となっています。また、本市独自の取り組みとして、これまで「第 3 子以降保育料等無料化事業」を実施してきました。 令和 8 年度は、子育て世帯の更なる経済的負担の軽減を図るため、「保育料の完全無償化」並びに「副食費の無償化」に係る関連事業費を計上しています。なお、施設型給付費は、私立認可保育園等の運営費に対する給付であり、無償化事業に係る予算額はその一部となります。				
特定財源					
予算科目		15 款	1 項	1 目	2 節
説明	子どものための教育・保育給付費負担金			金額	3 億 2260 万 9 千円
予算科目		16 款	1 項	1 目	2 節
説明	子どものための教育・保育給付費負担金			金額	1 億 3451 万 1 千円

⑨

所属：こども未来課

事業名	p 4 c 推進事業			金額	399 万 6 千円
予算科目		3 款	2 項	4 目	節
内容	本事業では、安心感を基盤とした対話を通じて、自分の考えや思いを伝え合う「p 4 c」により、自己肯定感の醸成と認め合う集団作りを行っています。 令和 8 年度においても、p 4 c の日常的な実践と幼保小架け橋事業での活用を推進するため関連事業費を計上するとともに、これまでの成果の共有と情報発信を目的として、p 4 c 実践の様子を動画として制作するための費用を新たに加え計上しています。				
特定財源					
予算科目		19 款	1 項	10 目	1 節
説明	白石みらい教育基金繰入金			金額	374 万 3 千円
予算科目		21 款	5 項	1 目	1 節
説明	各種実費負担徴収金			金額	25 万 3 千円

⑩

所属：学校給食センター

事業名	小学校の学校給食費の完全無償化・中学校の値上げ補填事業			金額	1 億 4,089 万 1 千円 (1 億 6,717 万円のうち)
予算科目		10 款	6 項	4 目	10 節
内容	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和 8 年度から、国が定める学校給食の食材費の基準額、小学生 1 人当たり月額 5,200 円が国から支援される予定であることから、国の基準額を超え、不足する分を公費で負担し、完全無償化を実現するための経費を計上しています。 また、令和 8 年度からの学校給食費を値上げしますが、中学生の給食費の値上げ分は公費で負担することから、必要な経費を計上しています。				
特定財源					
予算科目		16 款	2 項	6 目	6 節
説明	給食費負担軽減交付金			金額	6,795 万 3 千円
予算科目		15 款	2 項	1 目	2 節
説明	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金			金額	2,975 万 2 千円 小 1,440 万 3 千円 中 1,534 万 9 千円
予算科目		21 款	5 項	1 目	2 節
説明	学校給食センター給食費実費徴収金（中学生分）			金額	4,318 万 5 千円

第5号議案

白石市学校給食センター整備運営配送事業に係る契約の変更に関する意見の申出について(案)

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市学校給食センター整備運営配送事業に係る契約の変更について

平成27年2月17日に議決された第414回白石市議会定例会第2号議案白石市学校給食センター整備運営配送事業に係る契約の変更についてを次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年白石市条例第9号）第2条の規定により議会の議決を求める。

記

契約の金額中「28億788万1,600円」を「28億3,577万1,600円」に改める。

白石市学校給食センター整備運営配送事業に係る契約の変更について

事業名	白石市学校給食センター整備運営配送事業
事業場所	宮城県白石市大平中目字北屋敷前 地内
契約の相手方	運営企業（代表企業） 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町２－１２０ ハーベスト株式会社 代表取締役 脇本 実 構成員① 東京都葛飾区柴又五丁目１０番１６号 株式会社櫻田建築事務所 代表取締役 濱田 正律 構成員② 宮城県仙台市青葉区立町２７－２１ 株式会社橋本店 代表取締役 武田 文孝 構成員③ 宮城県仙台市若林区卸町東１－１－３５ 東北アイホー調理機株式会社 代表取締役 齋藤 真也
契約の金額	変更前：２，８０７，８８１，６００円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額２３５，００１，６００円） 変更後：２，８３５，７７１，６００円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額２３７，５３７，０５４円）
契約の期間	平成２６年６月９日から令和１２年７月３１日まで
概要	学校給食センターは公募型プロポーザル方式にて、設計・建設・施設の維持管理・学校給食運営の各業務を一括発注して、契約を締結しております。 昨今の経済状況の変化による賃金上昇の影響を受けて、学校給食の調理及び配送等における事業運営が著しく困難な状況にあります。 原契約代金額に人件費を増額することで、安定した人材確保を図り、安心・安全な学校給食を継続するものです。 変更額：２７，８９０，０００円の増 変更期間：令和８年４月分から令和１２年７月分まで

第6号議案

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関する意見の申出について(案)

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年白石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条中「法第33条の10」を「法第33条の10第1項」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行				
（虐待等の禁止） 第１２条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第１７条 略 ２ <u>家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u> <table border="1"> <tr> <td><u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td></tr> <tr> <td><u>乳幼児に対する健康診査</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td></tr> </table> ３・４ 略	<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>	（虐待等の禁止） 第１２条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第３３条の１０</u>各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第１７条 略 ２ <u>家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u> ３・４ 略
<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>				

第7号議案

白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関する意見の申出について(案)

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例（案）

白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
（平成２７年白石市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「法第３３条の１０」を「法第３３条の１０第１項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（虐待等の禁止） 第 1 2 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第 3 3 条の 1 0 第 1 項</u>各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第 1 2 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第 3 3 条の 1 0</u>__各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第8号議案

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者
負担額を定める条例の一部を改正する条例に関する意
見の申出について(案)

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める
条例の一部を改正する条例（案）

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例
（平成２７年白石市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第９条」を「第９条第２項」に改める。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（利用者負担額） 第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号並びに附則第9条第1項各号に規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 略 （2） 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者 同項（令第5条第2項、<u>第9条第2項</u>、第11条第2項及び第12条第2項において準用する場合を含む。） ）、令第13条第1項及び第14条に定める額を限度として規則で定める額	（利用者負担額） 第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号並びに附則第9条第1項各号に規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 略 （2） 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者 同項（令第5条第2項、<u>第9条</u>、第11条第2項及び第12条第2項において準用する場合を含む。） ）、令第13条第1項及び第14条に定める額を限度として規則で定める額

第9号議案

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例に関する意見の申出について(案)

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和２年白石市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条第２３号中「法第４３条第２項」を「法第４３条第４項」に改める。

第１５条第１項第１号中「この号及び次号において」を削る。

第２５条中「児童福祉法第３３条の１０」を「児童福祉法第３３条の１０第１項（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
(定義)	(定義)
第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(１)～(２２) 略	(１)～(２２) 略
(２３) 特定地域型保育事業 <u>法第４３条第４項</u> に規定する特定地域型保育事業をいう。	(２３) 特定地域型保育事業 <u>法第４３条第２項</u> に規定する特定地域型保育事業をいう。
(２４)～(２９) 略	(２４)～(２９) 略
(特定教育・保育の取扱方針)	(特定教育・保育の取扱方針)
第１５条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	第１５条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
(１) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下 <u> </u> 「 <u>認定こども園法</u> 」という。）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第１０条第１項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）	(１) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下 <u>この号及び次号において</u> 「 <u>認定こども園法</u> 」という。）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第１０条第１項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）
(２)～(４) 略	(２)～(４) 略
２ 略	２ 略
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第２５条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第３３条の１０第１項</u> （ <u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育</u>	第２５条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第３３条の１０</u>

施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号) 各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第10号議案

施設管理に係る管理規則の制定及び改正(案)について

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則（案）について

白石市立学校の管理に関する規則（平成32年白石市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第25条の次に次の1条を加える。

（立入りの制限等）

第25条の2 校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、学校の建物及びその敷地への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

- （1） 教育活動の妨げになる行為を行う者
- （2） 児童生徒及び職員の身体等に危害を加える者又は危害を加えるおそれがある者
- （3） 学校の秩序の維持又は災害の防止に支障となる行為を行う者
- （4） その他学校の管理上支障があると認められる行為を行う者

第27条中「第27条」を「第26条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

白石市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>（立入りの制限等）</u> <u>第25条の2 校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、学校の建物及びその敷地への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。</u> <u>（1） 教育活動の妨げになる行為を行う者</u> <u>（2） 児童生徒及び職員の身体等に危害を加える者又は危害を加えるおそれがある者</u> <u>（3） 学校の秩序の維持又は災害の防止に支障となる行為を行う者</u> <u>（4） その他学校の管理上支障があると認められる行為を行う者</u> （準用規定） 第27条 第2条から第5条まで、第10条から第14条まで及び第19条から<u>第26条</u>までの規定は、幼稚園について準用する。この場合において、第19条中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号）、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年宮城県条例第47号）、白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年白石市条例第15号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮城県条例第12号）並びに白石市職員の育児休業等に関する条例（平成4年白石市条例第5号）」とあるのは「白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年白石市条例第15号）」と読み替えるものとする。	（準用規定） 第27条 第2条から第5条まで、第10条から第14条まで及び第19条から<u>第27条</u>までの規定は、幼稚園について準用する。この場合において、第19条中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号）、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年宮城県条例第47号）、白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年白石市条例第15号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮城県条例第12号）並びに白石市職員の育児休業等に関する条例（平成4年白石市条例第5号）」とあるのは「白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年白石市条例第15号）」と読み替えるものとする。

白石市保育園管理規則の一部を改正する規則（案）

白石市保育園管理規則（令和 6 年白石市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（立入りの制限等）

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保育園の建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

- （１） 保育の妨げになる行為を行う者
- （２） 児童及び職員の身体等に危害を加える者又は危害を加えるおそれがある者
- （３） 保育園の秩序の維持又は災害の防止に支障となる行為を行う者
- （４） その他保育園の管理上支障があると認められる行為を行う者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

白石市保育園管理規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>（立入りの制限等）</u> <u>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保育園の建物及びその敷地への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。</u> <u>（1） 保育の妨げになる行為を行う者</u> <u>（2） 児童及び職員の身体等に危害を加える者又は危害を加えるおそれがある者</u> <u>（3） 保育園の秩序の維持又は災害の防止に支障となる行為を行う者</u> <u>（4） その他保育園の管理上支障があると認められる行為を行う者</u> （補足） 第10条 略	（補足） 第9条 略

白石市児童館管理規則の一部を改正する規則（案）

白石市児童館管理規則（令和 6 年白石市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（立入りの制限等）

第 7 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、児童館の建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

- （１） 児童館利用の妨げになる行為を行う者
- （２） 児童及び職員の身体等に危害を加える者又は危害を加えるおそれがある者
- （３） 児童館の秩序の維持又は災害の防止に支障となる行為を行う者
- （４） その他児童館の管理上支障があると認められる行為を行う者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

白石市児童館管理規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>（立入りの制限等）</u> <u>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、児童館の建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。</u> <u>（1） 児童館利用の妨げになる行為を行う者</u> <u>（2） 児童及び職員の身体等に危害を加える者又は危害を加えるおそれがある者</u> <u>（3） 児童館の秩序の維持又は災害の防止に支障となる行為を行う者</u> <u>（4） その他児童館の管理上支障があると認められる行為を行う者</u> （委任） <u>第8条 略</u>	（委任） <u>第7条 略</u>

白石市放課後児童クラブ管理規則の一部を改正する規則（案）

白石市放課後児童クラブ管理規則（令和 6 年白石市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条を第 1 2 条とし、第 1 0 条の次に次の 1 条を加える。

（立入りの制限等）

第 1 1 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、児童クラブの建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

- （１） 児童クラブ利用の妨げになる行為を行う者
- （２） 児童及び職員の身体等に危害を加える者又は危害を加えるおそれがある者
- （３） 児童クラブの秩序の維持又は災害の防止に支障となる行為を行う者
- （４） その他児童クラブの管理上支障があると認められる行為を行う者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

白石市放課後児童クラブ管理規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>（立入りの制限等）</u> <u>第 1 1 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、児童クラブの建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。</u> <u>（1） 児童クラブ利用の妨げになる行為を行う者</u> <u>（2） 児童及び職員の身体等に危害を加える者又は危害を加えるおそれがある者</u> <u>（3） 児童クラブの秩序の維持又は災害の防止に支障となる行為を行う者</u> <u>（4） その他児童クラブの管理上支障があると認められる行為を行う者</u> （委任） 第 1 2 条 略	（委任） 第 1 1 条 略

あしたば白石管理規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、あしたば白石条例（平成22年白石市条例第20号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、あしたば白石の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可申請等）

第2条 条例第8条第1項の規定によりあしたば白石の利用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あしたば白石利用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）をその利用しようとする日の属する月の3月前の月の初日から、利用しようとする日までに指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書の内容が適当であると認めたときは、申請者に対し、あしたば白石利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（利用者の遵守事項）

第3条 条例第9条第4号に規定するあしたば白石の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が守らなければならない事項は、次のとおりとする。

- （1） 利用許可を受けた施設以外の施設及び利用許可を受けた附属設備並びに器具等以外は利用しないこと。
- （2） 許可なく施設内において寄附金の募集、物品の販売若しくは飲食物の提供を行わないこと、又は第三者にこれらの行為を行わせないこと。
- （3） 感染症患者、酒気を帯びている者、火薬、凶器等の危険物を携帯している者その他施設内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者を入場させないこと。
- （4） 所定の場所以外の場所で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- （5） 使用後は使用室内の清掃及び整理整頓に努めること。
- （6） 火災及び盗難の発生の防止に留意すること。
- （7） その他指定管理者が指示した事項

(利用許可の取り消し等)

第4条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 申請書に偽りの記載があったとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) その他条例及びこの規則に反すると認めたとき。

2 前項の規定による利用許可の取消し又は利用の停止によって利用者に損害が生じて、指定管理者はその責めを負わない。

3 利用者があしたば白石の利用を取りやめようとするときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(立入りの制限等)

第4条の2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、あしたば白石の建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為を行う者
 - (2) 他人の迷惑になる物品を携帯する者
 - (3) その他あしたば白石の管理上支障があると認められる行為を行う者
- (利用料金の後納)

第5条 条例第11条第2項ただし書の規定により後納することができる利用料金は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用の許可を受けた時間区分を超えて利用した場合
- (2) 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者が利用する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特別な理由があると認めた場合

(利用料金の返還)

第6条 条例第11条第4項ただし書の規定により利用料金を返還する場合は、次の各号に掲げる場合とし、その割合は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 公用又は管理上の都合により利用の許可を取り消したとき 10割

(2) 災害その他不可抗力により利用できなくなったとき 10割

(3) 利用する日の14日前までに利用の取り消しを申し出たとき 5割
(利用料金の減免)

第7条 条例第12条の規定により利用料金を減免する場合は、次の各号に掲げる場合とし、その割合は当該各号に定めるとおりとする。ただし、冷暖房料は、第1号の場合を除き減免しないものとする。

(1) 市が主催して利用する場合 10割

(2) あしたば白石登録団体がその本来の事業のため利用する場合 5割

(3) 国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる者が主催して利用する場合 5割

(4) その他市長が特に減免を必要と認めた場合 10割以内

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、あしたば白石利用料金減免申請書（様式第3号。以下「減免申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の減免申請書を受理したときは、これを審査し、その内容が適当であると認めたときは、減免申請者に対し、あしたば白石利用料金減免決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（職員の立入り）

第8条 指定管理者は、あしたば白石の管理上必要な限度において、あしたば白石に勤務する職員に、利用中の施設に立ち入らせ、その利用状況を調査し、必要な指示をさせることができる。

（毀損の届出）

第9条 利用者は、あしたば白石の施設、附属設備、器具等を毀損し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者を経由して教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

（書類の保存）

第10条 あしたば白石における書類の保存については、白石市教育委員会文書保存規程（昭和38年白石市教育委員会訓令第1号）を準用する。

（委任）

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に廃止前のあしたば白石管理規則（平成 22 年白石市規則第 22 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第 1 号（第 2 条関係）

あしたば白石利用許可申請書

年 月 日

（宛先）指定管理者

申請団体名
代表者氏名
住所
電話番号 （ ） ー

下記のとおり利用許可を受けたいので申請します。

利 用 日 時	年 月 日 （ ） 時 分 ～ 時 分		
利用する部屋		利 用 人 員	名
利 用 目 的		冷暖房利用の有無	有 無
備 考			

暴力団の利益となる利用を制限するため、利用の許可等の決定にあたり、暴力団員による利用であるかを確認する必要がある場合には、所轄の警察署に照会することがあります。

様式第2号（第2条関係）

あしたば白石利用許可書

許可第 号
年 月 日

申請団体名
代表者氏名 様

指定管理者 印

年 月 日付けをもって申請のあったあしたば白石の施設利用を下記のとおり許可します。

利 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ～ 時 分		
利用する部屋		利 用 人 員	名
利 用 目 的		冷暖房利用の有無	有 無
利 用 料 金	減免率 %	部 屋 利 用 料	円
		冷 暖 房 料	
		計	

様式第 3 号（第 7 条関係）

あしたば白石利用料金減免申請書

年 月 日

（宛先）指定管理者

申請団体名

代表者氏名

住所

電話番号 （ ） ー

下記のとおりあしたば白石の利用料金の減免を受けたいので申請します。

記

減免申請の理由

様式第 4 号（第 7 条関係）

あしたば白石利用料金減免決定通知書

年 月 日

申請団体名
代表者氏名 様

指定管理者 印

あしたば白石の利用料金を下記のとおり減免することに決定したので通知します。

記

利用料金の減免 免除 円に減ずる。

白石市スポーツセンター管理規則の一部を改正する規則（案）

白石市スポーツセンター管理規則（平成18年白石市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（立入りの制限等）

第6条の2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、スポーツセンターの建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

- （1） 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為を行う者
- （2） 他人の迷惑になる物品を携帯する者
- （3） その他スポーツセンターの管理上支障があると認められる行為を行う者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

白石市公民館管理規則の一部を改正する規則（案）

白石市公民館管理規則（平成１６年白石市教育委員会規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第５条の次に次の１条を加える。

（立入りの制限等）

第５条の２ 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公民館の建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

- （１） 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為を行う者
- （２） 他人の迷惑になる物品を携帯する者
- （３） その他公民館の管理上支障があると認められる行為を行う者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

白石市公民館管理規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>（立入りの制限等）</u> <u>第5条の2 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公民館の建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。</u> <u>（1） 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為を行う者</u> <u>（2） 他人の迷惑になる物品を携帯する者</u> <u>（3） その他公民館の管理上支障があると認められる行為を行う者</u>	

白石市古典芸能伝承の館管理規則の一部を改正する規則（案）

白石市古典芸能伝承の館管理規則（平成２２年白石市教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第７条の次に次の１条を加える。

（立入りの制限等）

第７条の２ 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、伝承の館の建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

- （１） 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為を行う者
- （２） 他人の迷惑になる物品を携帯する者
- （３） その他伝承の館の管理上支障があると認められる行為を行う者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

白石市古典芸能伝承の館管理規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>（立入りの制限等）</u> <u>第7条の2 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、伝承の館の建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。</u> <u>（1） 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為を行う者</u> <u>（2） 他人の迷惑になる物品を携帯する者</u> <u>（3） その他伝承の館の管理上支障があると認められる行為を行う者</u>	

白石市スポーツセンター管理規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>（立入りの制限等）</u> <u>第6条の2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、スポーツセンターの建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。</u> <u>（1） 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為を行う者</u> <u>（2） 他人の迷惑になる物品を携帯する者</u> <u>（3） その他スポーツセンターの管理上支障があると認められる行為を行う者</u>	

第11号議案

白石市学校運営協議会規則の一部を改正する規則
(案)について

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市学校運営協議会規則の一部を改正する規則（案）

白石市学校運営協議会規則（令和２年白石市教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

- （３） 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和４６年法律第７７号）第７条第１項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

白石市学校運営協議会規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（基本的な方針の承認） 第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。 （1）・（2） 略 <u>（3） 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u> <u>（4）</u> 略 <u>（5）</u> 略 <u>（6）</u> 略 2 略	（基本的な方針の承認） 第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。 （1）・（2） 略 <u>（3）</u> 略 <u>（4）</u> 略 <u>（5）</u> 略 2 略

第12号議案

白石市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(案)について

令和8年2月10日

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（案）

白石市教育委員会行政組織規則（昭和４７年白石市教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第８条の表こども未来課の部幼保支援係の項に次の１号を加える。

（６） 乳児等通園支援事業に関すること。

第８条の表中「

こども未来課	総務係	(１) 課内の経理及び庶務に関すること。 (２) 児童館及び放課後児童クラブに関する こと。 (３) 子育てのための施設等利用給付に関す ること。 (４) 公立幼児教育・保育施設の整備・維持管 理に関すること。 (５) 認可外保育に関すること。 (６) その他課内他係に属さない事務に関す ること。
	幼保支援係	(１) 保育園、幼稚園及び認定こども園等に関 すること。 (２) 子どものための教育・保育給付に関する こと。 (３) 特定教育・保育施設等の助成に関するこ と。 (４) 特定教育・保育施設の確認に関するこ と。 (５) 家庭的保育事業等の認可及び確認に関 すること。

」を「

こども未来課	総務係	(1) 課内の経理及び庶務に関すること。 (2) 児童館及び放課後児童クラブに関する こと。 (3) 子育てのための施設等利用給付に関する こと。 (4) 公立幼児教育・保育施設の整備・維持管 理に関すること。 (5) 認可外保育に関すること。 (6) その他課内他係に属さない事務に関する こと。
	幼保支援係	(1) 保育園、幼稚園及び認定こども園等に関する こと。 (2) 子どものための教育・保育給付に関する こと。 (3) 特定教育・保育施設等の助成に関するこ と。 (4) 特定教育・保育施設の確認に関するこ と。 (5) 家庭的保育事業等の認可及び確認に関 すること。 (6) 乳児等通園支援事業に関すること。

」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

白石市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		
(分掌事務)			(分掌事務)		
第 8 条 教育部各課各係の分掌事務は、次の表のとおりとする。			第 8 条 教育部各課各係の分掌事務は、次の表のとおりとする。		
課	係	分掌事務	課	係	分掌事務
学校管理課	総務係	(1)～(19) 略	学校管理課	総務係	(1)～(19) 略
	施設係	(1)～(5) 略		施設係	(1)～(5) 略
	学務係	(1)～(10) 略		学務係	(1)～(10) 略
	指導係	(1)～(17) 略		指導係	(1)～(17) 略
こども未来課	総務係	(1)～(6) 略	こども未来課	総務係	(1)～(6) 略
	幼保支援係	(1)～(5) 略		幼保支援係	(1)～(5) 略
		(6) <u>乳児等通園支援事業に関すること。</u>			_____
生涯学習課	総務係	(1)～(3) 略	生涯学習課	総務係	(1)～(3) 略
	生涯学習係	(1)～(10) 略		生涯学習係	(1)～(10) 略
	スポーツ振興係	(1)～(8) 略		スポーツ振興係	(1)～(8) 略
	文化財係	(1)～(8) 略		文化財係	(1)～(8) 略

第13号議案

白石市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則
(案)について

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「法施行規則」という。）に定めるもののほか、法第34条の15に規定する乳児等通園支援事業の認可等の事務手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法、白石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第25号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

（認可等事務の基準）

第3条 市長は、乳児等通園支援事業の認可等の事務に当たっては、法、法施行規則、条例その他関係法令に基づき行うものとする。

（認可の申請）

第4条 法第34条の15の規定により、乳児等通園支援事業を行うものとして認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該認可の申請に係る事項について、あらかじめ市長に協議しなければならない。

2 申請者は、法施行規則第36条の36第1項及び第2項の規定に定めるところにより、白石市乳児等通園支援事業認可申請書（兼）白石市特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）に別表第1に掲げる書類を添付し、別に定める期限までに市長に提出するものとする。ただし、別表第1に掲げる書類により証明すべき事実を法の規定に基づく認可又は子ども・子育て支援法の規定に基づく確認において市が把握している事項により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

3 市長は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ、白石市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第28号）に基づき設置された白石市子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。

4 市長は、第2項の規定による申請を受けたときは、申請者に対し、次の

各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を交付するものとする。

(1) 認可する場合 白石市乳児等通園支援事業認可通知書（様式第2号）

(2) 認可しない場合 白石市乳児等通園支援事業認可不承認通知書（様式第3号）

（変更の届出）

第5条 乳児等通園支援事業者は、法施行規則第36条の36第3項に規定する事項を変更するときは、白石市乳児等通園支援事業者認可変更届出書（施設名称等の変更）（様式第4号）に別表第2に掲げる区分に応じて必要な書類を添付し、変更のあった日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、法施行規則第36条の36第4項に規定する事項を変更するときは、白石市乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他設備の変更等）（様式第5号）に別表第3に掲げる区分に応じて必要な書類を添付し、あらかじめ市長に提出しなければならない。

（廃止又は休止の承認の申請）

第6条 乳児等通園支援事業者は、法第34条の15第7項の典定により乳児等通園支援事業を廃止又は休止しようとするときは、廃止又は休止をしようとする日の6月前までに、市長に協議しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業を廃止又は休止しようとするときは、白石市乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書（兼）白石市特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第2項の規定による申請を受けたときは、申請者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を公布するものとする。

(1) 認可する場合 白石市乳児等通園支援事業認可廃止又は休止承認通知書（様式第7号）

(2) 認可しない場合 白石市乳児等通園支援事業認可廃止又は休止不承認通知書（様式第8号）

認通知書（様式第 8 号）

（認可の取消し）

第 7 条 市長は、法第 5 8 条第 2 項の規定により乳児等通園支援事業の認可を取り消すときは、白石市乳児等通園支援事業認可取消通知書（様式第 9 号）により当該乳児等通園支援事業者に通知するものとする。

（委任）

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則に基づく乳児等通園支援事業の認可等に関する手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1（第 4 条関係）

添付書類
（１）乳児等通園支援事業実施計画書（一般型用）（様式第 1 0 号）又は乳児等通園支援事業実施計画書（余裕活用型用）（様式第 1 1 号）
（２）誓約書（兼役員等名簿）（様式第 1 2 号）
（３）法人の登記事項証明書（全部事項証明書）
（４）経営の責任者の履歴書（経歴書）
（５）事業所全体の付近見取図
（６）建物図面（平面図、立面図等）の写し（各部屋の用途や面積等を明示したもの）
（７）設備の概要（様式第 1 3 号）
（８）土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書）
（９）賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し（不動産の貸与を受ける場合のみ提出）
（１０）建物の建築確認検査済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証明書）
（１１）避難経路図、消火用具配置図

(1 2) 消防設備点検報告書または検査済証の写し
(1 3) 防火管理者選任届出書の写し
(1 4) 福祉の実務に当たる幹部職員の履歴書（経歴書）及び資格証（保育士等）の写し
(1 5) 職員一覧表（様式第 1 4 号）
(1 6) 職員の履歴書
(1 7) 資格証明書（保育士等）の写し又は研修の認定証（修了証）の写し
(1 8) 設置者（申請者）の定款又は寄附行為等の写し（法人又は団体の場合）
(1 9) 運営規程及び重要事項説明書
(2 0) 事業所のパンフレット等
(2 1) 賠償責任保険証書（保険加入の状況が分かる契約書）の写し
(2 2) 預金残高証明（社会福祉法人又は学校法人は提出不要）
(2 3) 収支予算書（収支計画、収入項目（補助金、利用料等）、支出項目などを記載したもの）
(2 4) 借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書（企業会計の基準による会計処理を行っている場合）
(2 5) 直近 3 年間の運営状況（決算書等）（社会福祉法人及び学校法人以外の場合）（法人全体のもの）
(2 6) 借入金返済（償還）計画書（事業に関し、借入れ等を行っている場合のみ提出）
(2 7) 委託業者との契約書の写し（給食調理を委託する場合）
(2 8) 搬入業者との契約書の写し（外部搬入により食事を提供する場合）（同一法人内の場合は提出不要）
(2 9) 食品衛生責任者設置届の写し
(3 0) 災害対策、安全管理に関する計画・マニュアル等
(3 1) その他市長が必要と認める書類

別表第 2（第 5 条関係）

項目	提出書類
（１）実施計画書	乳児等通園支援事業実施計画書（一般型用）又は乳児等通園支援事業実施計画書（余裕活用型用）
（２）事業所の名称、種類、位置（所在地）	運営規程
	法人の登記事項証明書（全部事項証明書）
	事業所全体の付近見取図
（３）定款、寄附行為その他の規約	設置者（申請者）の定款又は寄附行為等の写し（法人又は団体の場合）
（４）その他	市長が必要と認める書類

別表第 3（第 5 条関係）

項目	提出書類
（１）建物その他設備の規模及び構造並びにその図面	建物図面（平面図、立面図等）の写し（各部屋の用途や面積等を明示したもの）
	設備の概要
	土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書）
	賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し（不動産の貸与を受ける場合のみ提出）
（２）事業の運営についての重要事項に関する規程	運営規程
（３）経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員	履歴書（経歴書）
	（経営の責任者）法人の登記事項証明書（全部事項証明書）
	（福祉の実務に当たる幹部職員）資格証

	(保育士等)の写し保育士
	誓約書(兼役員等名簿)
(4) その他	市長が必要と認める書類

様式第 1 号（第 4 条関係）

白石市乳児等通園支援事業認可申請書（兼）白石市特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

白石市長

所在地 _____

申請者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第 34 条の 15 の規定による認可及び子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 2 項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称				
事業所の所在地				
区分	☐ 一般型乳児等通園支援事業 ☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業			
設置者・事業者の主たる 事業所の所在地	〒 -			
	電 話:			
	メー ル:			
設置者・ 事業者の 代表者	フリガナ		職 名	
	氏 名		生年月日	年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日			

2. 添付書類

別紙第 1 に掲げる書類

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

白石市長



白石市乳児等通園支援事業認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可については、児童福祉法第34条の15第5項の規定により、下記のとおり認可します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業の種類
☐一般型乳児等通園支援事業
☐余裕活用型乳児等通園支援事業
- 3 事業所の所在地
- 4 事業開始の予定年月日
年 月 日
- 5 認可の条件

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白石市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
 - 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白石市を被告として（訴訟において白石市の代表者は白石市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 3 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

白石市長



白石市乳児等通園支援事業認可不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可については、下記のとおり不承認としたので、児童福祉法第 34 条の 15 第 6 項の規定により通知します。

記

1 事業所の名称

2 事業の種類

- ☐一般型乳児等通園支援事業
☐余裕活用型乳児等通園支援事業

3 事業所の所在地

4 認可しない理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、白石市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、白石市を被告として(訴訟において白石市の代表者は白石市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第5条関係）

白石市乳児等通園支援事業者認可変更届出書（施設名称等の変更）

年 月 日

白石市長

所在地_____

届出者 氏名（又は名称）_____

代表者氏名_____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項に変更がありましたので、児童福祉法施行規則第36条の36第3項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電 話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
	事業所の名称
	事業所の種類
	事業所の位置（所在地）
	（法人又は団体の場合）定款、寄附行為その他の規約

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変更の理由	

4. 添付書類

別表第2に掲げる区分に応じて必要な書類

様式第5号（第5条関係）

白石市乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他の設備の変更等）

年 月 日

白石市長

所在地 _____
届出者 氏名（又は名称） _____
代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項を下記のとおり変更したいので、児童福祉法施行規則第36条の36第4項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電 話:
	メー ル:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
	事業の運営についての重要事項に関する規程
	経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変更の理由	

4. 添付書類

別表第3に掲げる区分に応じて必要な書類

様式第6号（第6条関係）

白石市乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書
（兼）白石市特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年 月 日

白石市長

所在地 _____
申請及び届出者 氏名（又は名称） _____
代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第7項の規定による認可の廃止又は休止及び子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定による確認の辞退をしたいので、以下のとおり申請及び届出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話： メール：
廃止又は休止及び 廃止の理由	
現に乳児等通園支援を 受けている児童 に対する措置	
廃止又は休止及び確認 を辞退する予定年月日	年 月 日
（廃止の場合） 財産処分	

様式第7号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

白石市長 

白石市乳児等通園支援事業認可 廃止
休止 承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可の 廃止
休止 については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 事業所の名称

2 事業の種類

- ☐一般型乳児等通園支援事業
☐余裕活用型乳児等通園支援事業

3 事業所の所在地

4 廃止の期日又は休止の予定期間

廃止期日 年 月 日
休止の予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 承認の条件

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、白石市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、白石市を被告として(訴訟において白石市の代表者は白石市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 8 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

白石市長 印

白石市乳児等通園支援事業認可 廃止
休止 不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可の 廃止
休止 については、下記の
事由により承認しないこととしたので通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業の種類
 - ☐一般型乳児等通園支援事業
 - ☐余裕活用型乳児等通園支援事業
- 3 事業所の所在地
- 4 承認しない理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、白石市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
 - 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、白石市を被告として(訴訟において白石市の代表者は白石市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 9 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

白石市長



白石市乳児等通園支援事業認可取消通知書

年 月 日 第 号により認可された乳児等通園支援事業については、児童福祉法第 58 条第 2 項に基づき、下記のとおり認可を取り消しますので通知します。。

記

1 事業所の名称

2 事業の種類

☐一般型乳児等通園支援事業

☐余裕活用型乳児等通園支援事業

3 事業所の所在地

4 認可しない理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、白石市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、白石市を被告として(訴訟において白石市の代表者は白石市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

乳児等通園支援事業実施計画書(一般型用)

1 基本情報

(1)施設名称

(2)施設の所在地

(3)区分

(4)受入年齢

歳から

歳まで

(5)事業開始予定日

(6)提供日・時間・提供を行わない日

(7)利用料

利用料金(1時間当たり)

円

(8)キャンセル料

キャンセル料の有無

キャンセル料が発生する場合の理由

(9)給食・おやつ

給食の有無

費用

円

おやつの有無

費用

円

(10)その他費用

その他の費用の有無

内容

費用

円

2 職員配置等に関する調書

(1)事業所の責任者

氏名	役職	教育職又は児童福祉事業 の経験年数
		年

(2)職員の配置状況

定員のすべてを受け入れる際の配置人数を記入してください。

(利用定員)

(参考)

職員数

人

うち保育士資格者数

人

専従者数

人

うち保育士資格者数

人

0～2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
人	人	人	人

(3)職務内容

3 施設設備状況調書

(1) 施設設備

設備	室数	乳児等通園支援事業 を実施する面積	基準面積	設置階
①乳児室				
②ほふく室				
③保育室				
④遊戯室				
⑤便所				

(2) 室別面積等

(各室の面積)※平面図を添付してください

①乳児室	乳児等通園支援事業 を実施する面積	利用人数	基準面積	②ほふく室	乳児等通園支援事業 を実施する面積	利用人数	基準面積
0歳児			(1.65㎡/人)	0歳児			(3.3㎡/人)
1歳児			(1.65㎡/人)	1歳児			(3.3㎡/人)
③保育室	乳児等通園支援事業 を実施する面積	利用人数	基準面積	④遊戯室	乳児等通園支援事業 を実施する面積	利用人数	基準面積
0歳児			(3.3㎡/人)	0歳児			(3.3㎡/人)
1歳児			(3.3㎡/人)	1歳児			(3.3㎡/人)
2歳児			(1.98㎡/人)	2歳児			(1.98㎡/人)

(3) 防災等(保育室、遊戯室等を2階以上に設置する場合)

区分	要件				確認欄
2階に設ける場合	○ア、イ及びカの要件に該当するものであること。				
3階以上に設ける場合	○アからクまでの要件に該当するものであること。				
	ア	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。			
		保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。			
	イ	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	
			避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	
		3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	
		4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	

要件				避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
	ウ	イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。				
	エ	一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。				
		① スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。				
		② 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。				
	オ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。				
	カ	保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。				
	キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。				
	ク	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。				

(4) 食事の提供(給食を実施している場合のみ記入)

・食事の提供方法		・調理室の有無		・加熱、保存等の機能を有する設備の有無	
・(認可保育施設の場合)認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する					

4 その他

(1) 地域との連携に関する取組

(2) 秘密保持に関する必要な措置(運営規程に規定されている場合は省略可)

乳児等通園支援事業実施計画書(余裕活用型用)

1 基本情報

(1)施設名称

(2)施設の所在地

(3)区分

余裕活用型乳児等通園支援事業

(4)受入年齢

歳から

歳まで

(5)事業開始予定日

(6)提供日・時間・提供を行わない日

(7)利用料

利用料金(1時間当たり)

円

(8)キャンセル料

キャンセル料の有無

キャンセル料が発生する場合の理由

(9)給食・おやつ

給食の有無

費用

円

おやつの有無

費用

円

(10)その他費用

その他の費用の有無

内容

費用

円

2 職員配置等に関する調査

氏名	役職	教育職又は児童福祉事業の経験年数
		年

(2) 職員の配置状況

(ア) 利用定員

	0歳児	1・2歳児	合計	利用定員の空き枠
教育・保育の利用定員				
教育・保育の在籍児童数				

(イ) 室別面積等 ※平面図を添付してください

	0歳児	1・2歳児
保育室等の面積		
保育に必要な面積		
乳児等通園支援事業に充てられる面積		

(ウ) 職員配置

	0歳児	1・2歳児
保育に従事する職員数		
(うち保育士数)		
保育に必要な職員数		
乳児等通園支援事業に従事できる職員数		

3 食事の提供(給食を実施している場合のみ記入)

・食事の提供方法		・調理室の有無		・加熱、保存等の機能を有する設備の有無	
・(認可保育施設の場合)認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する					

4 その他

(1)地域との連携に関する取組

(2)秘密保持に関する必要な措置(運営規程に規定されている場合は省略可)

誓約書（兼役員等名簿）

年 月 日

白石市長

所在地_____

届出者 氏名（又は名称）_____

代表者氏名_____

申請者が（別紙に記載する役員等を含む）、児童福祉法第34条の15第4項各号の規定に該当しないことを誓約いたします。

（児童福祉法第34条の15第4項各号）

- イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。）が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

- ヘ 申請者が、第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定によ

る通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

チ ヘに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、ヘの通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

(別紙)

役員等名簿

[illegible]

設備の概要

施設名	事業区分	定員	0歳	1歳	2歳

1 建物

区分	認可申請時又は変更前		変更後	
構造	造	階建	造	階建
	うち乳児等通園支援事業所使用部分		うち乳児等通園支援事業所使用部分	
建築面積	㎡		㎡	
所有区分	☐ 自己所有 ☐ 地上権又は賃借権を設定かつ登記 （貸主： ） ☐ 借用 （期間： 年 ）		☐ 自己所有 ☐ 地上権又は賃借権を設定かつ登記 （貸主： ） ☐ 借用 （期間： 年 ）	
延床面積	㎡		㎡	
	うち乳児等通園支援事業所使用延床面積		うち乳児等通園支援事業所使用延床面積	
		実面積		
内訳（注1）	0歳児室	㎡	㎡	
		階 ㎡ （ 例：乳児室、ほふく室 等 ）	階 ㎡ （ 例：乳児室、ほふく室 等 ）	
		階 ㎡ （ ）	階 ㎡ （ ）	
	1歳児室	㎡	㎡	
		階 ㎡ （ 例：乳児室、ほふく室 等 ）	階 ㎡ （ 例：乳児室、ほふく室 等 ）	
		階 ㎡ （ ）	階 ㎡ （ ）	
	2歳児室	㎡	㎡	
		階 ㎡ （ 例：保育室・遊戯室 等 ）	階 ㎡ （ 例：保育室・遊戯室 等 ）	
		階 ㎡ （ ）	階 ㎡ （ ）	
	調理室	㎡	㎡	
	医務室・保健室	㎡	㎡	
	事務室・職員室	㎡	㎡	
	便所（児童用）	㎡	㎡	
	その他面積	㎡	㎡	
合計		㎡	㎡	

（注1）内訳欄における保育室等（乳児室・ほふく室及び保育室・遊戯室）は、乳児等通園支援事業で使用する有効面積を記入すること

壁や戸棚など、保育室等で面積に算入しない面積はその他面積欄に算入すること。

医務室・保健室を事務室・職員室内に設置する場合は、医務スペースとして使用する面積を医務室・保健室欄に記載すること。

合計欄が乳児等通園支援事業所使用延床面積と一致していること。

2 土地

区分	認可申請時又は変更前	変更後
総面積	m ²	m ²
所有区分	☐ 自己所有 ☐ 建物借用と一体 ☐ 地上権又は賃借権を設定かつ登記 (貸主：) ☐ 借用 (期間：年)	☐ 自己所有 ☐ 建物借用と一体 ☐ 地上権又は賃借権を設定かつ登記 (貸主：) ☐ 借用 (期間：年)

内容変更の場合は、必要な項目(変更に関わる部分)のみ記入すること。

様式第14号（別表第1 関係）

職員一覧表

施設名		事業区分	
-----	--	------	--

1 基準職員

職 名 (資 格)	常勤・非常勤	専任・兼任	所定労働時間 (日・週・月)	氏名	生年月日	資格取得年月日 又は研修受講年月日	経験 年数

（注1）基準職員とは、認可要件として配置しなければならない職員で、常勤職員以外の職員を含む。

（注2）研修は、保育士以外の職員が乳児等通園支援事業に従事するために修了する必要がある子育て支援員研修のことをいう。

（注3）経験年数は、学校教育施設又は児童福祉施設において常勤有資格者として保育に従事した年数を記入すること。

2 基準外職員

[illegible]

(注1) 基準外職員とは、認可要件として配置しなければならない基準職員以外の職員で、常勤職員を含む。

(注2) 研修は、保育士以外の職員が乳児等通園支援事業に従事するために修了する必要がある子育て支援員研修のことをいう。

(注3) 経験年数は、学校教育施設又は児童福祉施設において常勤有資格者として保育に従事した年数を記入すること。

第14号議案

白石市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する
規則(案)について

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「法施行規則」という。）に定めるもののほか、法第54条の2に規定する特定乳児等通園支援事業者の確認等の事務手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法、白石市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第26号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

（確認等事務の基準）

第3条 市長は、特定乳児等通園支援事業者の確認等の事務に当たっては、法、法施行規則、条例その他関係法令に基づき行うものとする。

（確認の申請）

第4条 法第54条の2第2項の規定により、特定乳児等通園支援事業者の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法施行規則第44条の2において準用する第39条の規定に定めるところにより、白石市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則（令和7年規則第〇号。以下「認可規則」という。）第4条第2項に規定する申請書に別表第1に掲げる書類を添付し、別に定める期限までに市長に提出するものとする。ただし、別表第1に掲げる書類により証明すべき事実を児童福祉法の規定に基づく認可又は法の規定に基づく確認において市が把握している事項により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

2 市長は、特定乳児等通園支援事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、白石市子ども・子育て会議設置条例（平成25年条例第28号）に基づき設置された白石市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、申請者に対し、次の

各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を交付するものとする。

(1) 確認する場合 白石市特定乳児等通園支援事業者確認通知書（様式第1号）

(2) 確認しない場合 白石市特定乳児等通園支援事業者不確認通知書（様式第2号）

（変更の申請（利用定員の増加））

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第44条の規定により特定乳児等通園支援事業所の利用定員を増加しようとするときは、法施行規則第44条の2において準用する法施行規則第40条に定めるところにより、白石市特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）（様式第3号）に別表第2に掲げる書類を添付し、あらかじめ市長に提出しなければならない。

（変更の届出（利用定員の減少））

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第47条第2項の規定により特定乳児等通園支援事業所の利用定員を減少しようとするときは、法施行規則第44条の2において準用する法施行規則第41条に定めるところにより、白石市特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）（様式第4号）に別表第3に掲げる区分に応じて必要な書類を添付し、利用定員を減少しようとする日の3月前までに市長に提出しなければならない。

（変更の届出（利用定員の変更以外））

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第47条第1項の規定により利用定員以外の確認に係る事項を変更しようとするときは、法施行規則第44条の2において準用する法施行規則第41条に定めるところにより、白石市特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）（様式第5号）に別表第3に掲げる区分に応じて必要な書類を添付し、変更のあった日から起算して10日以内に市長に提出しなければならない。

（辞退の届出）

第 8 条 特定乳児等通園支援事業者は、法第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 8 条の規定により確認を辞退しようとするときは、認可規則第 6 条第 4 項に規定する届出書を、3 月以上の予告期間を設けて市長に提出しなければならない。

（確認の取消し）

第 9 条 市長は、法第 5 4 条の 3 において準用する法第 5 2 条第 1 項の規定により、特定乳児等通園支援事業者に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、白石市特定乳児等通園支援事業者確認取消・効力停止決定通知書（様式第 6 号）により、当該特定乳児等通園支援事業者に通知するものとする。

（委任）

第 1 0 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則に基づく特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1 （第 4 条関係）

添付書類
（１）乳児等通園支援事業の認可証等の写し
（２）乳児等通園支援事業実施計画書（一般型用）又は乳児等通園支援事業実施計画書（余裕活用型用）（認可規則別表第 1 （第 4 条関係）に規定する様式第 1 0 号又は様式第 1 1 号を使用すること）
（３）誓約書（兼役員等名簿）（認可規則別表第 1 （第 4 条関係）に規定する様式第 1 2 号を使用すること）
（４）法人の登記事項証明書（全部事項証明書）
（５）代表者の履歴書（経歴書）
（６）事業所全体の付近見取図
（７）建物図面（平面図、立面図等）の写し（各部屋の用途や面積等を

明示したもの)
(8) 設備の概要 (認可規則別表第 1 (第 4 条関係) に規定する様式第 1 3 号を使用すること)
(9) 土地及び建物の登記事項証明書 (全部事項証明書)
(1 0) 賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し (不動産の貸与を受ける場合のみ提出)
(1 1) 建物の建築確認検査済証の写し (当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証明書)
(1 2) 事業所の管理者の履歴書 (経歴書)
(1 3) 職員勤務体制表 (シフト表など)
(1 4) 就業規則、給与規定、経理規程等
(1 5) 社会保険加入確認書類(健康保険・厚生年金・労働保険関係)
(1 6) 設置者 (申請者) の定款又は寄附行為等の写し (法人又は団体の場合)
(1 7) 運営規程及び重要事項説明書
(1 8) 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにする書類
(1 9) 預金残高証明 (社会福祉法人又は学校法人は提出不要)
(2 0) 乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項
(2 1) 事故防止に関する計画・マニュアル等
(2 2) その他市長が必要と認める書類

別表第 2 (第 5 条関係)

添付書類
(1) 乳児等通園支援事業実施計画書 (一般型用) 又は乳児等通園支援事業実施計画書 (余裕活用型用) (認可規則別表第 1 (第 4 条関係) に規定する様式第 1 0 号又は様式第 1 1 号を使用すること)
(2) 建物図面 (平面図、立面図等) の写し (各部屋の用途や面積等を

明示したもの)
(3) 職員勤務体制表 (シフト表など)
(4) その他市長が必要と認める書類

別表第3 (第6条、第7条関係)

項目	提出書類
(1) 実施計画書	乳児等通園支援事業実施計画書 (一般型用) 又は乳児等通園支援事業実施計画書 (余裕活用型用) (認可規則別表第1 (第4条関係) に規定する様式第10号又は様式第11号を使用すること)
(2) 事業所の名称、所在地	運営規程
(3) 設置者 (申請者) の名称、主たる事務所の所在地	法人の登記事項証明書 (全部事項証明書)
(4) 代表者の氏名、生年月日及び職名	履歴書 (経歴書)
	法人の登記事項証明書 (全部事項証明書)
	誓約書 (兼役員等名簿) (認可規則別表第1 (第4条関係) に規定する様式第12号を使用すること)
(5) 代表者の住所	履歴書 (経歴書)
(6) 設置者 (申請者) の定款、寄附行為及び登記事項証明書等	設置者 (申請者) の定款又は寄附行為等の写し
(7) 建物の構造概要及び図面 (各室の用途を明示したもの) 並びに設備の概要	建物図面 (平面図、立面図等) の写し (各部屋の用途や面積等を明示したもの)
	設備の概要 (認可規則別表第1 (第4条

	関係)に規定する様式第13号を使用すること)
(8) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	履歴書(経歴書)
	資格証(保育士等)の写し
(9) 運営規程	運営規程
(10) 乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項	乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項
(11) 役員の氏名、生年月日及び住所	誓約書(兼役員等名簿)(認可規則別表第1(第4条関係)に規定する様式第12号を使用すること)
(12) その他	市長が必要と認める書類

様式第 1 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

白石市長



白石市特定乳児等通園支援事業者確認通知書

年 月 で申請のあった特定乳児等通園支援事業者の確認については、下記のとおり確認したので通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業の種類
☐一般型乳児等通園支援事業
☐余裕活用型乳児等通園支援事業
- 3 事業所の所在地
- 4 事業開始の予定年月日
年 月 日
- 5 認可の条件

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、白石市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
 - 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、白石市を被告として（訴訟において白石市の代表者は白石市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 2 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

白石市長



白石市特定乳児等通園支援事業者不確認通知書

年 月 日付請のあった特定乳児等通園支援事業者の確認については、下記のとおり不確認としたので通知します。

記

1 事業所の名称

2 事業の種類

- ☐一般型乳児等通園支援事業
☐余裕活用型乳児等通園支援事業

3 事業所の所在地

4 理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、白石市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、白石市を被告として(訴訟において白石市の代表者は白石市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第5条関係）

白石市特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）

年 月 日

白石市長

所在地_____

申請者 氏名（又は名称）_____

代表者氏名_____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を増加したいので、同法第54条の3において準用する同法第44条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（増加）の利用定員（人）			
（参考）				（参考）			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
利用定員を増加しようとする理由							

3. 添付書類

別表第2に掲げる書類

様式第4号（第6条関係）

白石市特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）

年 月 日

白石市長

所在地

届出者 氏名（又は名称）

代表者氏名

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を減少したいので、同法第54条の3において準用する同法第47条の規定に基づき、届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 利用定員を減少しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（減少）の利用定員（人）			
（参考）				（参考）			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
現に利用している 小学校就学前子ども に対する措置							
利用定員を減少し ようとする年月日							
利用定員を減少 しようとする理由							

3. 添付書類

別表第3に掲げる区分に応じて必要な書類

様式第 5 号（第 7 条関係）

白石市特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）

年 月 日

白石市長

所在地_____

届出者 氏名（又は名称）_____

代表者氏名_____

子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第 54 条の 3 において準用する同法第 47 条の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
	事業所の名称
	事業所の場所（所在地）
	設置者（申請者）の名称、主たる事務所の所在地
	代表者の氏名、生年月日及び職名
	代表者の住所
	設置者（申請者）の定款、寄附行為及び登記事項証明書 等
	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
	運営規程

	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項
	役員の氏名、生年月日及び住所

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変更の理由	

4. 添付書類

別表第3に掲げる区分に応じて必要な書類

様式第 6 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

白石市長 

白石市特定乳児等通園支援事業者 確認取消 効力停止 決定通知書

年 月 日 第 号による特定乳児等通園支援事業者の確認については、子ども・子育て支援法第 54 条

の 3 において準用する法第 52 条第 1 項に基づき、下記のとおり 確認取消 効力停止 しますので通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業の種類
 - ☐一般型乳児等通園支援事業
 - ☐余裕活用型乳児等通園支援事業
- 3 事業所の所在地
- 4 確認取消又は効力停止年月日
年 月 日
- 5 確認取消又は効力停止となる範囲
及びその理由承認の条件

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、白石市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
 - 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、白石市を被告として(訴訟において白石市の代表者は白石市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第15号議案

小規模保育事業所の廃止について(案)

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第 15 号議案

小規模保育事業所の廃止について

1. 施設の概要

- ・事業所名 小規模認可保育園 カラーズしろいし園
- ・運営事業者 株式会社 ウィル
- ・所在地 白石市字東小路 1 1 2－2
- ・定員 12 名
- ・現在園児数 10 名（0 歳：2 名、1 歳：4 名、2 歳：4 名）
- ・設置年月日 令和 2 年 4 月 1 日

2. 廃止年月日 令和 8 年 3 月 31 日（予定）

3. 閉園の経過

- ①令和 7 年 9 月 1 日付けで「白石市小規模保育事業の廃止に係る事前協議書」が市長あてに提出される。

内容：少子化にあつて、令和 8 年度の園児が 5 名となること、また入園希望園児も 1 名という見通しから、園の事業運営を継続することが困難である。来年度の園児募集の状況を踏まえ、令和 8 年 3 月 31 日で廃止したい。

- ②10 月 23 日、来年度の園児募集状況を受けて、事業者内部で閉園を決定。令和 8 年 3 月 31 日をもって閉園する旨を職員に周知するとともに、保護者に対し 11 月 27 日に文書で閉園を通知し、翌 28 日に保護者説明会を実施。一定の理解が得られたとして、令和 7 年 12 月 26 日付けで「白石市小規模保育事業廃止承認申請書」が市長あてに提出された。

4. 今後の対応について

- ・廃止に伴い転園が必要となる園児 5 名について、他園へ転園を調整。
- ・補助金を充当して取得した財産等について、事業廃止後、各交付要綱等に基づき事業者に対し補助金返還を求めている。

第16号議案

「学校(園)と家庭・地域との良好な関係づくりのために」
方針(案)について

非公開

令和8年2月10日

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第17号議案

白石市立小中学校のあり方に関する基本方針(素案)
について

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市立小中学校のあり方に関する基本方針
(素案)

令和〇年〇月
白石市教育委員会

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 学校再編の必要性	1
2 「本市における小中学校教育のあり方に関する事項」答申書について	1
3 白石市の人口の推計	4
第2章 学校の現状及び課題	6
1 児童生徒数の推移及び将来推計	6
2 各小学校の児童数の将来推計及び学級数	6
3 各中学校の生徒数の将来推計及び学級数	8
4 部活動の状況	9
5 小中学校校舎の状況及び維持管理費	9
6 児童生徒数及び学級数の減少に伴う課題	10
第3章 学校再編までの段階的な再編について	12
1 段階的な再編の必要性	12
2 再編のパターン	12
第4章 学校再編の基本方針	14
1 再編に向けた方針（キーコンセプト）	14
2 小中一貫教育の充実	14
3 義務教育学校とは	16
4 白石市ならではの特色ある学校及びカリキュラム	17
5 コミュニティ・スクールの導入	18
6 学びを支える教育環境の整備	18
7 通学手段及び学区	19
8 再編に向けて配慮すべき事項	20
第5章 再編による学校像	21
1 義務教育学校	21
2 小中一貫小規模校	21
3 小中一貫学びの多様化学校	21
第6章 今後の進め方	22
1 開校までのロードマップ	22
2 開校に向けた推進体制	22

第1章 計画策定に当たって

1 学校再編の必要性

現在、日本は急速に人口減少と少子化が進んでおり、白石市も例外ではありません。市内の学校では、多くの学校で1学年1学級となり、さらには児童生徒数が1学年10人以下となっている学校もあり、複数の学年で編成されたクラスである複式学級が存在する学校もあります。本市の小学校10校中4校が、全ての学年が複式学級で編成されている完全複式学級であり、今の子どもたちの学習で求められている協働的な学びを行うことが困難な状況に陥りつつあります。今後、児童生徒数が更に減少していくことを踏まえると、学校の数や配置について考えなければならない時期に来ています。また、子どもたちの元気な笑顔と活気あふれる学校を継続的に運営できる環境づくりを最優先に考えなければなりません。

このような状況から、白石市では、令和3年12月に「白石市学校教育・保育審議会」（以下「審議会」という。）を条例に基づき設置しました。令和4年3月に審議会に対して、「本市における小中学校教育のあり方に関する事項」を諮問し、約1年かけて審議を重ね、令和5年7月に答申をいただきました。

答申を踏まえ、「白石市教育等の振興に関する総合的な施策の大綱」（計画期間：令和3年度～令和7年度）における基本理念である「高い志をもち、時代の変化に柔軟に対応して社会を生き抜く人（市民）を育てる」が本市の学校教育において実現できるよう、この「白石市立小中学校のあり方に関する基本方針（素案）」（以下「本方針（素案）」という。）を策定し、教育環境の整備と充実を図っていくこととしました。本方針（素案）の策定に当たっては、保護者、地域の方、学校関係者の方等と合意形成を図りながら進めます。

2 「本市における小中学校教育のあり方に関する事項」答申書について

審議会からは、「本市における小中学校教育のあり方に関する事項」について答申をいただいており、内容は以下のとおりです（答申書のうち、「答申参考資料」は省略）。

○白石市学校教育の今後の在り方

<答申本文>

白石市の今後の10年を見据えた審議を重ねた結果、本市の児童生徒数の現状と予測、小中学校の施設の老朽化、不登校児童生徒への対応など複数の視点から、また市内小中学校の教育の魅力を高めるという展望を見据えて、従来型の学校統廃合ではなく、現在の小学校10校、中学校5校を、規模の異なる次の3校に再編し、教育の充実を図ることを答申する。

小中一貫義務教育学校1校（新設） 小中一貫小規模校1校 小中一貫不登校特例校1校

小中一貫義務教育学校1校を提案する理由は、第一に、標準規模（以下「中規模」という。）の学校を確保し、保護者や児童に小規模校と中規模校の選択肢を将来的に保障するため

ある。参考資料に記載するように、本市の子どもの人口動態予測によれば、小学校中学校共に1校にしなければ、将来的には中規模校を確保できなくなってしまう。なお、学校規模の違いによるメリットとデメリットについては、参考資料の第2章ならびに表3を参照されたい。

小中一貫義務教育学校とする第二の理由は、義務教育9年間を連続した教育課程と捉え、児童生徒・学校・地域の実情等を踏まえた具体的な取組内容の質を高める可能性を開くためである。小中一貫義務教育学校を新設することで、小学校と中学校が別々の組織として設置されることに起因する諸課題を解消する可能性が広がり、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取組が容易になる。

加えて、学校再編を円滑にし、効果的にするために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等をすみやかに導入することを答申する。新たな小中一貫義務教育学校は、保護者と地域住民等、多様なステークホルダー（利害関係者）の話し合いによって構想・設置・運営されるのが望ましい。このコミュニティ・スクールは、再編に向けて、市内の各地区の地域色を生かし、再編後の義務教育学校に地域的多様性を生み出すことを主な目的としている。

なお、再編後の小中一貫義務教育学校の新校舎やカリキュラム、ならびに再編までの移行期について、次の付帯事項を提案する。

<答申付帯事項>

- (イ) 小中一貫義務教育学校については、安心安全を基本とする新校舎を建設すること。
- (ロ) 特色あるカリキュラムを開発・実現すること。
- (ハ) 再編までの移行期を、本市の学校教育の「魅力化推進時期」と位置づけ、再編を見越した取組を開発・実施すること。

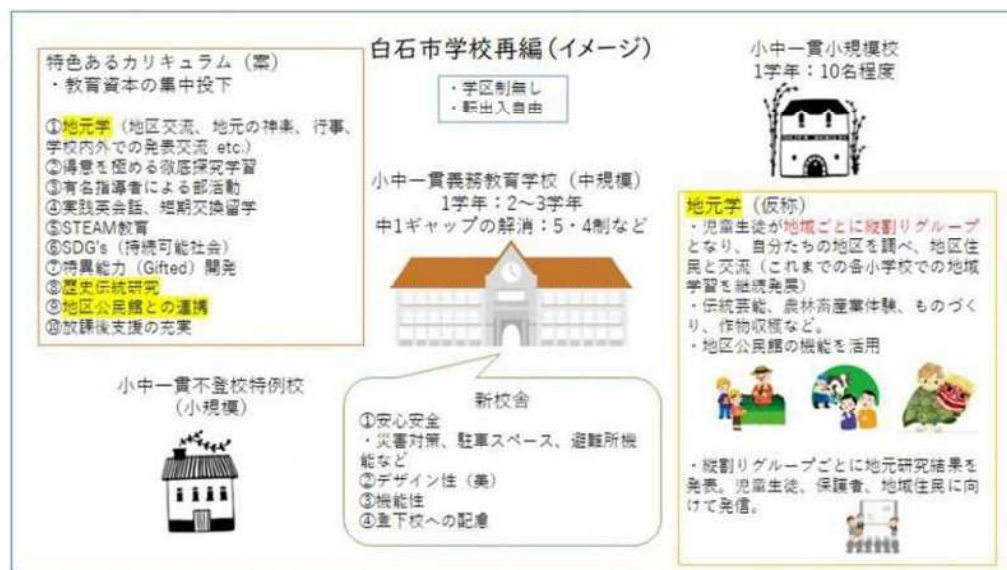


図1：白石市学校再編（イメージ）

- ①再編後の学校の魅力化を考える子ども会議の実施（p4c）。
- ②「地元学（仮称）」の先行実施（特に小学校区相互の交流会）。
- ③幼保小中の保護者代表による全市的交流（再編に向けた保護者 p4c）の定期的実施。
- ④児童クラブや児童館、あるいはそれと同等の放課後支援の実施。

（※現在放課後支援のニーズの高い地域がある。設置基準や利用者基準の見直し、あるいは退職教員の公的利用、地区での自律的運営の支援、NPO 等の活用などの検討が必要。）

- ⑤コミュニティ・スクールの導入。

コミュニティ・スクールは、以下のように整理できる。

これまでの学校	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）
所属する教職員が参画し、学校運営を総合的・客観的に検討し、教育計画の策定や運営及び児童生徒の健全育成に取り組む。	保護者及び地域住民等の学校運営の参画や支援・協力を促進 することにより、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組む（白石市学校運営協議会規則第2条より）。 ＜3つの役割＞ ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認、②学校運営に関する意見を述べるができる、③教職員の任用に関して意見を述べるができる

なお、学校運営協議会委員は、地方公務員法で特別職にあたる公務員としての身分を有し、児童生徒や、職員の個人的な情報を知り得る可能性があり、守秘義務が求められる。報酬や、交通費なども支払われる。これらの点で、学校運営協議会委員は PTA や学校評議員よりも責任が重いことに留意する。

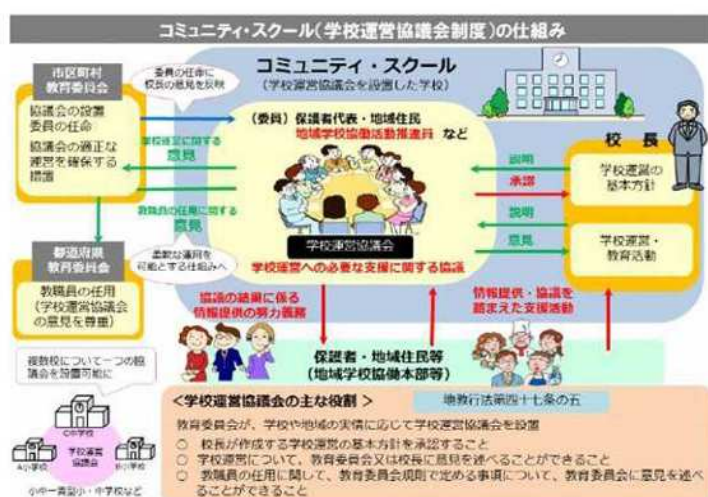


図2：コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み

コミュニティ・スクールの新設と運営では、学校現場の負担となるケースも見られる。そこで、以下のような工夫が必要である。

①学校運営協議会を市教育委員会に置く。

②生涯学習課の「地域学校協働本部」と連携。推進委員をメンバーに加える。

再編を見据えた案として、コミュニティ・スクール内にA地区部会、B地区部会、C地区部会等を設置するのもよい。再編までの移行期に各部会が所掌する地域色を生かし、相互に情報を共有する。例：地区の伝統芸能交流祭の実施など。



＜移行期＞
各地区の地域色の共有



＜再編後＞
各地区の地域性がシンフォニーを奏でる小中
一貫義務教育学校

3 白石市の人口の推計

白石市の人口は、昭和 60 年の 42,262 人をピークに減少に転じました。

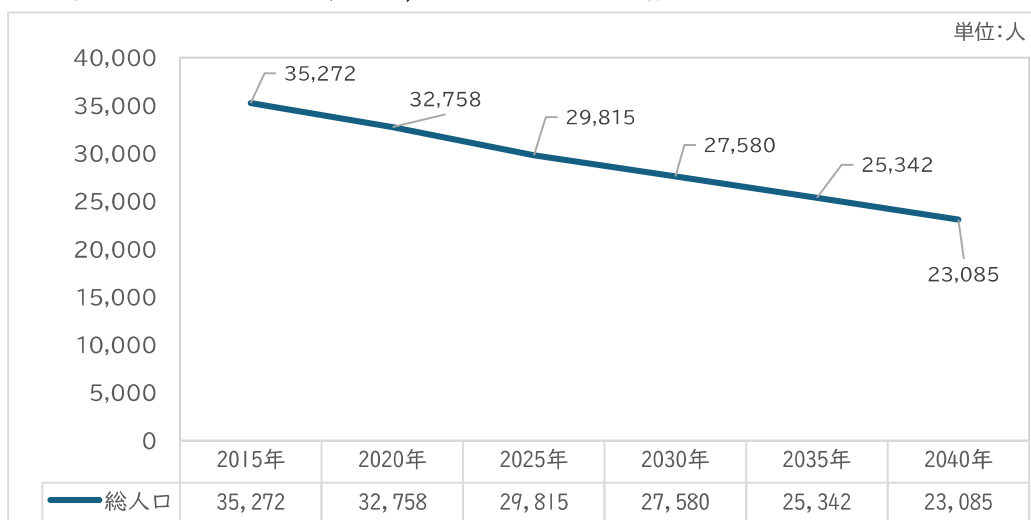


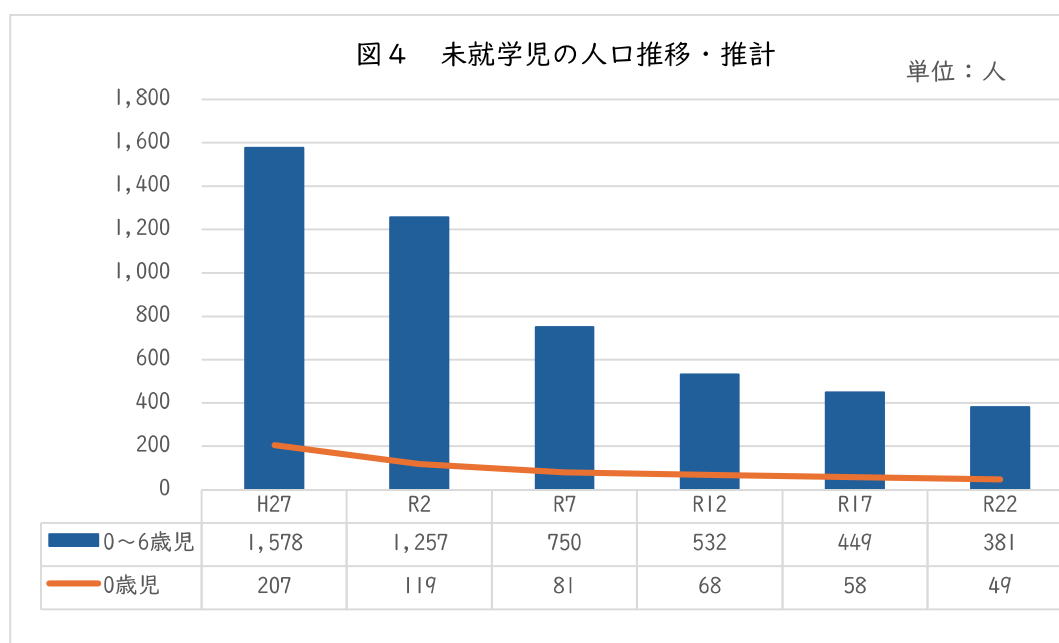
図3 白石市の人口推計

出典：国立社会保障・人口問題研究所の日本の
地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計

図3のように、本市の人口減少は今後も続く見込みで、令和2年の人口32,758人と比較すると、20年後の令和22年には、23,085人と推計されており、約9,600人（約30％）の減少が見込まれています。

また、白石市の出生数は、急激な減少傾向にあります。図4のとおり、平成27年度に、207人であった出生数は、令和2年度には、119人となり、88人（約43％）減少しました。さらに、将来推計による令和22年度の出生数は49人となり、令和2年度と比較すると70人（約59％）減少する見込みです。

また、出生数の減少に伴い未就学児人口も減少傾向にあり、令和2年度に1,257人であった未就学児人口は、令和22年度には381人となると推測され、令和2年度と比較すると、876人（約70％）の減少が見込まれています（図4参照）。



出典：国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口令和5（2023）年推計及び住民基本台帳人口を基に子ども女性比を用いて白石市教育委員会にて推計

第2章 学校の現状及び課題

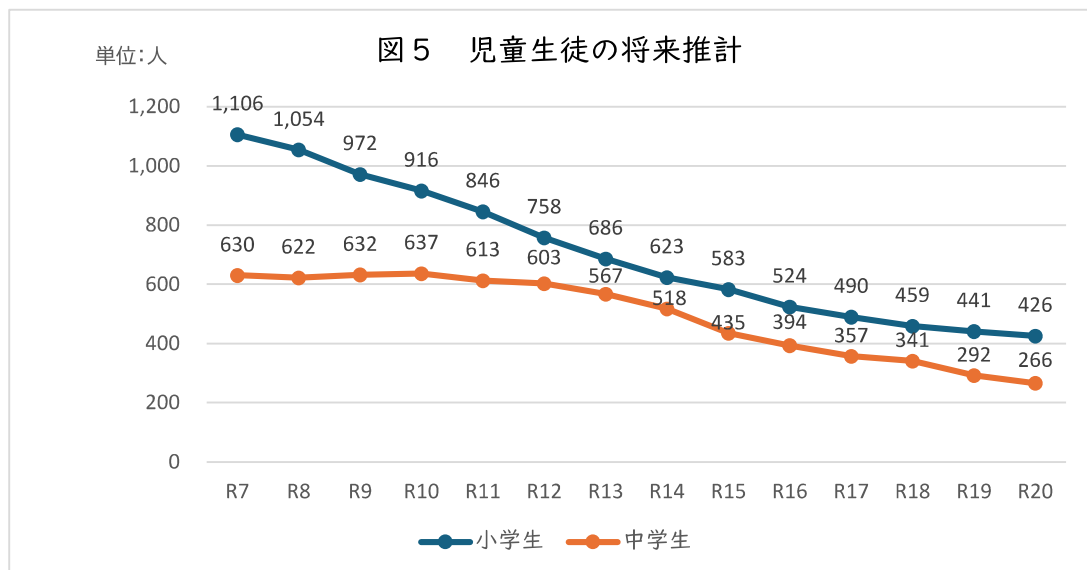
1 児童生徒数の推移及び将来推計

本市の子どもの数は、平成30年度に年間出生数が200人を割り込んでから減少傾向が進んでいます。こうした状況を踏まえ、児童生徒数について子ども女性比^(※1)等を用いて将来的な児童生徒数を推計しました。

小学校児童数は令和15年度には583人（令和7年度比47%減）、令和20年度には426人（同61%減）となり、中学校生徒数は、令和15年度には435人（同31%減）、令和20年度には、266人（同58%減）となる見込みです（図5参照）。

（※1）子ども女性比：（0～4歳の子どもの数）／（15～49歳の女性の数）

各年により出生数や5歳階級別の女性の数にばらつきが大きいことから、合計特殊出生率の代替指標として用いられている指標



出典: 国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口令和5(2023)年推計及び住民基本台帳人口を基に子ども女性比を用いて白石市教育委員会にて推計

2 各小学校の児童数の将来推計及び学級数

学校教育法施行規則では、学校規模の標準を小中学校ともに12学級から18学級と定められています。また、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（平成27年1月27日策定）」（以下「手引」という。）では、学校は、「単に教科等の知識や技術を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力、表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要」とであるとされています。また、そうした教育を十全に行うためには、一定の学校規模を確保することが重要であるとされています。

このことを踏まえ、手引では小学校における望ましい学級数の考え方として、全学年でク

ラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには、1 学年 2 学級以上（12 学級以上）であることが望ましいと示されています。

本市の小学校において、令和 7 年 5 月 1 日現在で、望ましい学級数を維持しているのは、9 校^(※2)中、白石第一小学校、白石第二小学校 2 校で、このうち白石第一小学校は、令和 15 年度には、全学年で 1 学級となる見込みです。これ以外の 7 校は全学年で 1 学級又は複式学級となっており、令和 7 年 5 月 1 日現在においても既にクラス替えができない状況です。このうち福岡小学校は、令和 13 年度までは 1 学年 1 学級を維持できますが、令和 14 年度以降は一部の学年で複式学級が発生する見込みです。残る 6 校のうち、越河小学校、大鷹沢小学校、小原小学校は既に完全複式学級であり、このまま推移すると、令和 15 年度には 9 校中 6 校が完全複式学級となる見込みです。

児童数や学級数が少ないことに伴い、クラス替えができないことで、人間関係の固定化につながり、集団生活に制約を受け、児童が切磋琢磨して学ぶ機会が少なくなり、多様な他者と協働した学びの展開が難しくなることが懸念されます。

(※2) 学びの多様化学校である白石南小学校を除く。

図 6 学校別児童数の将来推計





出典: 国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口令和5(2023)年推計及び住民基本台帳人口を基に子ども女性比を用いて白石市教育委員会にて推計

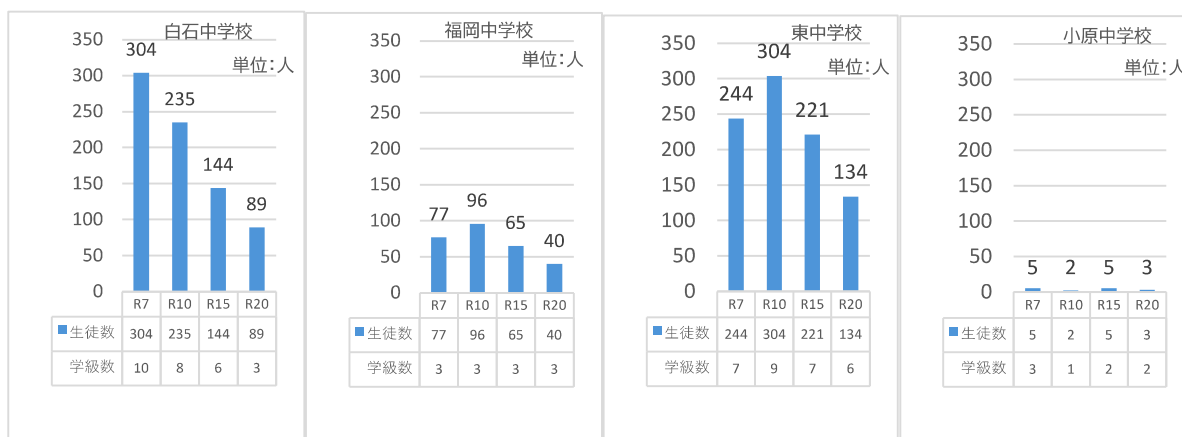
3 各中学校の生徒数の将来推計及び学級数

手引では、中学校においても小学校同様、「全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要」とされています。また、全ての授業で教科担任による学習指導を行うためには、「少なくとも9学級以上を確保することが望ましい」と示されています。学校規模に応じて教職員が配置されるため、中学校の全教科分の免許状を持つ教職員を確保するためには、一定の学校規模が必要であると考えます。

本市の中学校は、令和7年5月1日現在で、望ましい学級数（9学級以上）を維持しているのは、4校^(※3) 中白石中学校の1校のみです。残りの3校のうち東中学校は、令和10年度までは9学級を維持する見込みですが、入学時に指定校の変更が多くなる傾向があり、生徒数の予測が難しい状況です。福岡中学校、小原中学校は、令和7年5月1日現在においてもクラス替えができない規模です。特に、小原中学校は全校で10人を下回る状況が続き、今後、一部の学年に生徒がいない状況も発生する見込みです。

(※3) 学びの多様化学校である白石南中学校を除く。

図7 学校別生徒数の将来推計



出典: 国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口令和5(2023)年推計及び住民基本台帳人口を基に子ども女性比を用いて白石市教育委員会にて推計

4 部活動の状況

部活動は、体力・技能の向上を図る目的以外にも生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、責任感やチームワーク等の育成につながることから、生徒の多様な学びの場として、大切な役割を担っています。

本市では、表1のとおり、学校によって部活動の種類に大きな隔たりが生じています。現在、部活動は主に教員が指導に当たっていますが、小規模校では配置される教員が少ないため、進学の際にやりたい部活動が学区の中学校にないなど、子どもたちの希望に添えない状況となっており、学区外の中学校に指定校の変更をする子どももいます。

また、野球やサッカーなどの団体競技において必要な部員数が確保できず、他校との合同チームを編成して試合に出場している状態です。今後、部活動の地域展開の状況も見据えた検討が必要です。

表1 白石市内の部活動部員数
(令和7年5月1日現在)

No.	競技名	白石中	福岡中	小原中	東中
1	陸上競技	23			15
2	水泳	21			
3	バスケットボール	41			30
4	サッカー	16			12
5	軟式野球	26	8		13
6	新体操	7			17
7	バレーボール	17	11		15
8	ソフトテニス	26	23		27
9	卓球	40	24		18
10	柔道	13			
11	剣道	13			6
12	弓道			3	
13	吹奏楽部	22	8		29
14	他の文化部	34			36

出典：大河原地区中体連「部員数調査」

5 小中学校校舎の状況及び維持管理費

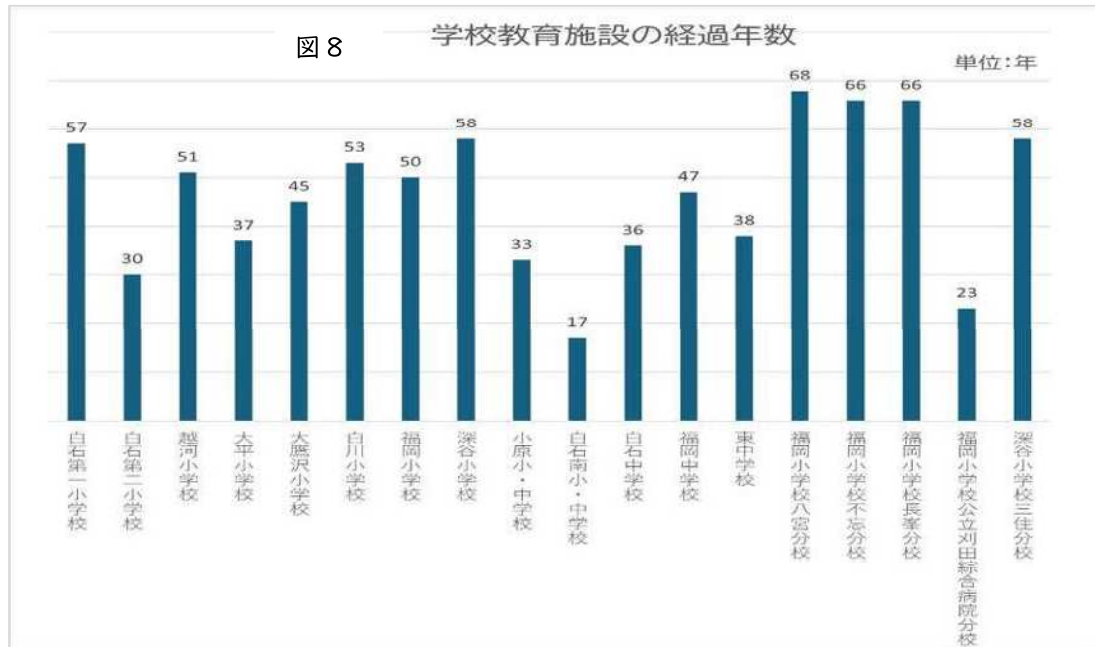
本市の小中学校の校舎は、耐震改修が完了していますが、令和7年12月1日現在、多くの学校が築40年以上を経過しており、そのうち9校は築50年以上が経過しています（図8参照）。築年数の経過に伴い、外壁や内壁の剥離や亀裂、屋根の防水シートの破断による雨漏り、トイレ等の衛生設備、電気や空調設備等の劣化が進み、対応が必要な時期を迎えています。

いずれの小中学校においても、児童生徒の安全・安心な教育環境を確保するため、施設、設備の修繕、改修を行っていますが、これらの対応に要する過去3年間の平均維持管理費は、小学校が約4,800万円、中学校が約7,800万円となっており、合計で1億円を超えている状況です（図9参照）。

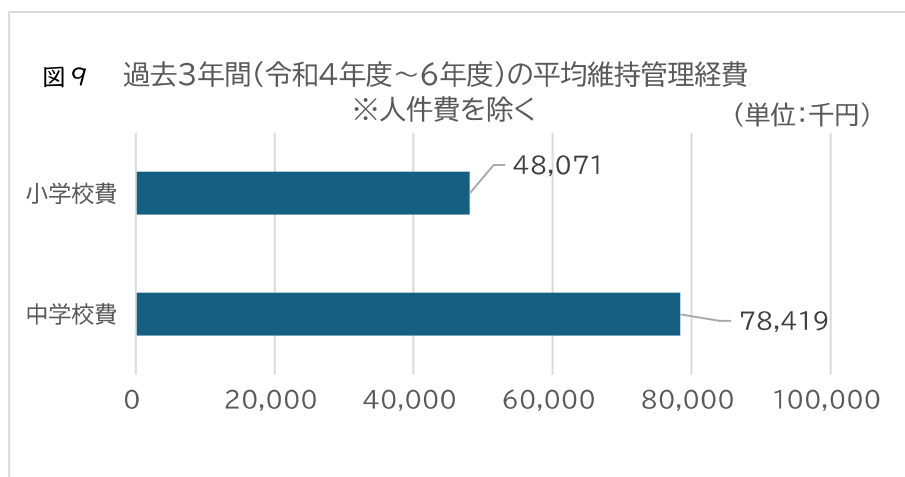
また、多くの施設を維持するため、施設にかかる維持管理経費などの固定費が継続的に発生するだけでなく、施設の経年劣化に伴う大規模改修費や、近年多発する自然災害による復旧費などの増加も見込まれます。

このような状況の中、限られた予算の中で、既存の全ての校舎について、安全・安心な教育環境として将来にわたり確保し続けることは極めて困難です。少子化をはじめとする社

会環境の変化や施設の老朽化が進行する中で、公立小中学校の標準規模を踏まえた施設の集約や維持コストの効率化を図るとともに、時代に即した設備を備えた施設整備と安全・安心な教育環境の確保は喫緊の課題となっています。



出典：公立学校施設設備の実態調査（公立学校施設台帳）を基に、校舎の建築月日が古いものを白石市教育委員会にて抽出（基準年月日：R7.12.1）



出典：白石市「地方財政状況調査における小学校費及び中学校費の施設に関する決算額」

6 児童生徒数及び学級数の減少に伴う課題

前述のとおり、市内の小中学校においては、少子化の影響を受け、複式学級が増えている状況にあります。特に小学校は9校中3校において、完全複式学級となっており、数年後には、さらに3校増え、9校中6校が完全複式学級になる見込みです。このような状況を鑑みれば、審議会でもいただいた答申のとおり、10年先までこのままの枠組みを維持することは、

子どもたちにとってより良い学びの環境という観点からも大きな課題があります。

1 点目は、今、学校教育で求められている教育を行うことが難しくなっている点です。今、学校教育では、2040 年代に活躍できる人材の育成を目指して、子ども一人ひとりの特性に応じた教育である「個別最適な学び」と、子どもたちが他者と協力し、互いに考えを伝え合い、最適な答えを見つけていこうとする「協働的な学び」に取り組んでいます。しかし、本市でも何校かは、このような今求められる教育諸活動を行うことが困難な状況になりつつあります。

2 点目は、各校の学級数の減少（小学校の複式学級、中学校の単学級学年の増加）により教職員の配置が難しくなっている点です。教職員の配置基準は、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「標準法」という。）により規定されています。事務職員は、標準法により 4 学級以上で 1 名配置されることになっており、現状においても、小原小・中学校では、小中で 1 名の配置となっています。福岡中学校は、令和 5 年度に事務職員を配置できず、深谷小学校の事務職員に兼務していただいたという経緯があります。令和 6、7 年度は、加配措置で何とか事務職員を配置できましたが、今後も事務職員を継続的にかつ安定的に配置するのは、今後の学級数の予測を見ても大変難しい状況になっています。

また、標準法による養護教諭の配置基準は、3 学級以上となっています。現状、小原小・中学校の養護教諭は小中で 1 名の配置となっており、小原中学校は未配置であり小原小学校に配置された養護教諭が兼務している状況です。小原小学校は、現在は養護教諭が配置できていますが、近い将来、空白の学年が出る可能性があり、養護教諭が配置できなくなることが懸念されます。そうすると、小原小・中学校には、このままいけば、事務職員も養護教諭も配置できなくなるという可能性も出てきます。養護教諭が配置できなければ、子どもたちがケガをした場合に早急に手当ができなくなったり、子どもたちからの悩み相談に乗れなくなったりする等の課題が生じます。学校に養護教諭がいないのは、大変由々しき状況であり、何としても避けなければなりません。

複式学級は 2 学年を 1 人の教員が指導するため、様々な課題があります。児童生徒にとっては、教員から直接指導を受ける時間が少なくなり、集団での活動（音楽の合唱や保健体育での団体競技）を経験する機会を設けることができません。教員にとっても、2 学級を 1 人で指導することの負担が大きく、今、国を挙げて取り組んでいる学校における教員の働き方改革に逆行するものです。本市において、小学校 9 校中 3 校は完全複式学級である状況を踏まえると、本市の学校で働きたいと考える教員が減ってくるのではないかと懸念されます。ほかにも、児童生徒及び教員が少ないことにより、学校行事の運営、教員の出張や休暇時の対応、有事の際の対応などといった学校の運営上の課題が生じてきます。

このような状況が間近に迫っていることから、審議会からの答申のとおり、10 年先までこのままの枠組みを維持していくことが現実的に難しくなっている状況にあります。

第3章 学校再編までの段階的な再編について

1 段階的な再編の必要性

第2章で述べた学校の現状及び課題を踏まえれば、審議会からの答申のとおり10年先を見据えた学校再編よりも前に、段階的な再編が必要な状況にきています。このまま10年先まで今の枠組みを維持するとなれば、近い将来、一部の学校には、養護教諭や事務職員を配置できなくなります。また、完全複式学級の学校や1つの学年の在籍が1～2名の学校においては、今の学校教育で求められている教育のうち、特に協働的な学びを同じ学年の子ども同士で行うことが難しくなっています。そういった状況を解消するために、段階的な再編が必要であると考えています。

2 再編のパターン

段階的な再編は、完全複式学級となっている学校、1つの学年の在籍が1～2名の学校、今後完全複式学級となる学校、学級数が通常学級と特別支援学級を合わせて4学級以下になる見込みの学校を対象に検討します。

現在、完全複式学級となっている学校、1つの学年の在籍が1～2名の学校、今後完全複式学級となる見込みの学校は以下のとおりです（学びの多様化学校である白石南小・中学校を除く。）。

- ・越河小、大鷹沢小、小原小：令和7年度時点で完全複式学級
- ・小原中：令和7年度時点で1つの学年の在籍が1～2名
- ・白川小：令和9年度に完全複式学級の見込み
- ・深谷小：令和11年度に完全複式学級の見込み
- ・大平小：令和12年度に完全複式学級の見込み

学級数については、特別支援学級の在籍児童生徒数及び学級数の予測が難しいことから、全児童生徒が通常学級に在籍するものとします。現在、4学級以下の学校、又は、今後4学級以下になる見込みの学校は以下のとおりです（学びの多様化学校である白石南小・中学校を除く。）。

- ・越河小、大鷹沢小、小原小、福岡中、小原中：令和7年度時点で4学級以下
- ・白川小、深谷小：令和8年度に4学級以下の見込み
- ・大平小：令和11年度に4学級以下の見込み

上記の状況を踏まえ、段階的な再編は、以下の方針で行います。

【段階的な再編の方針】

- ・完全複式学級となっている学校及び1つの学年が1～2名の在籍となっている学校は、速やかに再編する。
- ・学級数が4学級以下となっている学校は、再編を行う。

- ・再編の準備のため、２年程度の期間を「再編準備期間」として設定する。

上記方針に従い、再編時期や再編先は以下のとおりです。

表２ 段階的な再編のスケジュール（予定）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13
小原中	再編準備期間	→ 年度末に廃校	白石中へ再編			
小原小	再編準備期間	→ 年度末に廃校	白一小へ再編			
越河小	再編準備期間	→ 年度末に廃校	白二小へ再編			
大鷹沢小		再編準備期間 → 年度末に廃校	白二小へ再編			
福岡中		再編準備期間 → 年度末に廃校	白石中へ再編			
白川小			再編準備期間 → 年度末に廃校	白一小へ再編		
深谷小				再編準備期間 → 年度末に廃校	白一小へ再編	
大平小				再編準備期間 → 年度末に廃校	白二小へ再編	

なお、現在休校中の分校（福岡小八宮分校・不忘分校・長峯分校、深谷小三住分校）については、再開できる見込みがないことから、令和９年度をもって廃止する方向で、今後、分校の所在する地域の方とも協議します。

第4章 学校再編の基本方針

1 再編に向けた方針（キーコンセプト）

国の「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）では、今後の教育政策に関する基本的な方針の一つに、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」を掲げています。近年、子どもたちの抱える困難は複雑化・多様化しており、このような中で、一人一人の多様なウェルビーイングの実現のために、全ての子どもの可能性を引き出す学びを学校教育の中に取り入れていくことが求められています。本市においても、このような考え方にに基づき、学校再編に向けた方針を以下のように定めます。

「多様性の時代に対応し、一人一人の良さや可能性を育てる教育」

- ・義務教育学校、小中一貫小規模校、小中一貫学びの多様化学校の規模の異なる3校に再編し、一人一人の子どものニーズに合った学校を作る。
- ・白石市内全域を学区とし、子どもや保護者の希望に応じて学校が選択できるようにする。
- ・特色ある学校づくりを推進するとともに、子どもが自分の持つ良さや可能性を伸ばす教育課程を編成する。

2 小中一貫教育の充実

小中一貫教育とは、小学校から中学校までの9年間を通じた教育課程を系統的に編成して行う教育です。教育課程の編成の工夫により、現在の小学校と中学校が別々の学校として運営されているために起きている課題の解決や9年間を見通して安定的に質の高い教育を児童生徒に提供できることが期待できます。例えば、児童生徒のつまづきやすい学習内容についての長期的な視点に立った細やかな学習指導や、小学校高学年の段階で中学校での豊富な指導経験を持つ教員による専門性の高い教科指導などを行うことができます。

小中一貫教育を行う学校は、大きく2つの形態に分けられ、一つ目が義務教育学校、もう一つが小中一貫校です（表3参照）。中でも義務教育学校は、義務教育の9年間を6－3制（小学校6年、中学校3年の区切り）にこだわらず、5－4制（小学校1年～小学校5年、小学校6年～中学校3年の区切り）や4－3－2制（小学校1年～小学校4年、小学校5年～中学校1年、中学校2・3年の区切り）など、学年の区切りを工夫した編成ができることも特徴と言えます。

小中一貫教育が行われる理由は様々ですが、中央教育審議会初等中等教育分科会学校段階間の連携・段階等に関する作業部会「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」（平成24年7月13日）では、中学校進学時に起きる問題の原因として中学校進学時に円滑な接続がされないことが考えられるとし、その背景を以下のとおり挙げています。

- ・小学校では学級担任制であるのに対し、中学校では教科担任制（授業形態の違い）

- ・各児童生徒の小学校時点における生徒指導上の課題を中学校と十分共有されていない（生徒指導上の課題の共有）
- ・各児童生徒の小学校時点における学習上の課題を中学校と十分共有されていない（学習上の課題の共有）
- ・中学校では小学校と比較して生徒に課せられる規則が多く、中学校においては、小学校よりも規則に基づいたより厳しい生徒指導がなされる傾向（生徒指導の方法の違い）

さらに、6－3制が導入された昭和20年代前半よりも児童生徒の身体的発達が早まっている傾向があり、小学校4、5年頃に児童生徒の発達に段差がある可能性があることも挙げられています。

また、答申では、小規模の小学校から大規模の中学校に進学した子どもの中に、うまくないじめない子どもがいるという例も示されています。このような問題の解決に対してより良い方策を実施していくことが重要です。

小中一貫教育は、小中9年間を一貫した教育課程とすることで、進学時における引継ぎの問題や進学により校則等が大きく変わることへの対応（指導の方法の違い）の問題、人間関係形成の問題が起きる可能性を少なくすることができま。加えて、上述のとおり、小中一貫教育では、細やかな学習指導や専門性の高い教科指導など質の高い学校教育を行うことができます。小学校教員と中学校教員が互いの指導を共有することによる指導力の向上、子どもたちを長いスパンで見守り指導できることによって児童生徒をじっくりと見取り、指導するといった効果も期待できます。

表3 義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校との比較

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校 中学校併設型小学校、小学校併設型中学校
設置者		—	同一の設置者
修業年限		9年（前期課程6年＋後期課程3年）	小学校6年、中学校3年
組織・運営		一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織 小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ①関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ②学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる
免許		原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること
教育課程		・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成	
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○
	指導内容の入れ替え・移行	○	○
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
設置基準		前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用
標準規模		18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下
通学距離		概ね6km以内	小学校は概ね4km以内、中学校は概ね6km以内
設置手続き		市町村の条例	市町村教育委員会の規則等

出典：文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」（平成28年12月26日）

3 義務教育学校とは

義務教育学校とは、1人の校長の下、1つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。子どもたちは入学から卒業まで9年間その学校で過ごし、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。また、上述のとおり、9年間の学年の区切りを何年にするかといったことは地方自治体などの設置者が工夫して編成をすることができます。さらに、学習指導要領に基づき、9年間の系統性を踏まえて、独自の教育課程を定めることができます。具体的には、学校が独自に設定したテーマを探究的な学びによってじっくりと深めることや、地域とのつながりを意識した授業や行事を多く設定し行うことができます。つまり、白石市立の義務教育学校であれば、白石市の特色を生かした独自のカリキュラムを定め、9年間を見越した一貫した教育課程を編成し、白石市らしい教育を行うことができるということです。

義務教育学校は、同じ敷地で小中学生が生活することにより、様々な効果が期待できます。中学校年代の子どもにとっては他者や年少者を思いやる心を育むこと、小学校高学年年代の子どもにとっては上級生が自分のロールモデルとなるなど、心の育成の面でよい効果が期待できます。今後の学校のルールの決め方によりますが、生徒会活動や部活動に小学校年代の子どもが参加することを可能にすれば、子どもの前向きなチャレンジしたいという自主性・積極性を伸ばし、活躍の場を広げることができます。なお、上級生がいるために小学校高学年年代の子どもの活躍の機会が減り、リーダーシップが損なわれるのではないかという懸念も挙げられますが、行事の中で責任ある役割を与えることや小学校高学年の年代がまとまって活動する機会を設けることにより、この点を補うことができます。

教員の指導体制の良い点として、小中学校の両方の教員が長期的な視点で子どもたちの指導に当たることができる点が挙げられます。1つの学校であるため、職員は異なる学年の子どもたちの状況を把握することが容易であり、子どもたちの良さや可能性、課題等を様々な面から理解し、指導に生かすことができます。子どもたちにとっても、多様な教員と関わる機会が増えることは大きなプラスであり、自分が話しやすい教員を選び相談することができます。

職員組織についても、義務教育学校には、校長が1人、副校長が1人、教頭、養護教諭、事務職員が2人(※1)ずつ配置されます。そのため、1つの学校に2人ずつ教頭や事務職員が配置されることにより、担う業務を分担することで、業務内容の充実や負担を軽減できること、養護教諭も2人配置されるため、保健関係業務や行事においてメインとサブを決めて取り組むことで互いに補完し合い業務をより円滑に行うことが良い点として挙げられます。

今後、白石市で義務教育学校を設置する場合に、子どもたちの教育活動の在り方や教職員の指導体制、校舎の配置など様々な工夫をすることで、より大きな教育的効果を引き出すことができます。

(※1) 小学校に当たる前期と中学校に当たる後期に1人ずつ配置されるという考え方に基づいています。

4 白石市ならではの特色ある学校及びカリキュラム

白石市に、中規模の義務教育学校、小規模の小中一貫校、小中一貫の学びの多様化学校を設置することにより、それぞれに特色ある学校づくりを行うことができます。

中規模の義務教育学校では、9年間を見通したカリキュラムの工夫による学力の向上、小中の壁を越えた多様な体験活動の機会の提供、教員による多面的理解に基づく支援などが期待できます。また、クラス替えを行うことや部活動での異学年での関わりがあること等により、人間関係構築や多様な集団の形成を経験できます。特色ある教育活動として、主体性や協働性といった集団の中で育まれる資質・能力を育成する教育活動の展開を想定しています。他者の考えを受け入れながら自分の考えをまとめ発表できる、他者と協働しながら学習したり行動したりできるといった資質・能力は、今後、グローバル化やデジタル化が進展した社会においても強く求められています。このことを踏まえ、例えば、グローバル社会における複雑な課題を学習内容とするカリキュラム、子どもが自信を持って学習に臨めるよう子どもが下学年の学習内容を再度学習し直すことや小学校段階の子どもが中学校の学習内容を先取りし学ぶカリキュラムを編成するなどして、解決困難な状況でも他者と協働し自信を持って自分から学び、解決する力を育成することを目標とします。また、（仮称）地球共創大学院大学との連携を視野に入れ、教育環境の充実を図ります。

小規模の小中一貫校では、少人数であるため、子ども同士や子どもと教員がお互いの個性を深く理解し合い、助け合いながら学校生活を送ることができます。学校行事や様々な学習の場面で縦割りグループを取り入れることなどの工夫をし、様々な役割を経験したり、活躍の場面を多く設定したりすることができます。また、人数が少ないため、移動や施設利用等の調整がしやすく、学校外での活動に比較的容易に取り組むことができます。特色ある教育活動として、小グループ又は個人として、課題を見つけそれを解決する資質・能力を育成する教育活動の展開を想定しています。令和10年4月に開校予定の（仮称）地球共創大学院大学との連携を視野に入れながら、理科や社会、総合的な学習の時間等において、現代の社会的課題や身の回りの課題について探究的に学びます。将来、自分が解決しなければならない課題そのものやその解決策を見つけ出し、解決策を実行できる力を育成することを目標とします。

小中一貫の学びの多様化学校では、一人一人のペースを大切にした教育活動が実践されます。子どもたちは、自己選択・自己決定を重視する教育活動の中で、学力や社会性の伸長を図ることができます。特色ある教育活動として、現在、本市で設置している白石市立白石南小学校・白石南中学校の実践を継承することを想定しています。学び直しの時間による基礎学力の伸長、豊かな体験活動による人とのリアルな関わりや新たなチャレンジの機会の設定、子どもの思いやペース大切に作る寄り添った指導など、一人一人のニーズに合った指導を行い、子どもが社会の中で力強く生きていく自信や能力を育成することを目標とします。

それぞれの学校が白石市全体を学区とすることにより、地域で受け継がれる伝統や文化などを学んだり体験したりする活動も展開できます。答申においても、「地元学」の実施が

望まれています。これまでも各小中学校で地域の方々に、様々な協力や指導をいただきながら特色ある学習に取り組んできており、再編後の3校においても受け継ぐことで、教育活動をさらに豊かにすることができます。「地域を知り、愛着を持つ」ことから地域の良さを発見し、「地域のまちづくりや活性化に関わる」姿勢を育成します。そのために、地域の産業や歴史、伝統芸能などに触れ、調べ、体験し、考え、提案や行動するといった、9年間のカリキュラムを編成します。3校それぞれが、地域の皆様の協力を得ながら、子どもの興味関心や各校の実態に基づいた多彩な教育活動を展開していくことができます。

5 コミュニティ・スクールの導入

答申において、再編に当たり、コミュニティ・スクール（第1章2の図2を参照）を設置し、「新たな小中一貫義務教育学校は、保護者と地域住民等、多様なステークホルダー（利害関係者）の話し合いによって構想・設置・運営されるのが望ましい。このコミュニティ・スクールは、再編に向けて、市内の各地区の地域色を生かし、再編後の義務教育学校に地域的多様性を生み出すことを主な目的としている。」と示されています。

コミュニティ・スクールは、本市においては、小原小・中学校、白石南小・中学校において既に導入され、地域の方が学校運営への意見を述べたり、行事への協力をしたりしています。また、今後、他の小中学校でも設置が進むことが予想されます。

コミュニティ・スクールの導入により、地域の方の意見を生かし地域の方と連携した学校運営を行うことができると期待されています。これまでも市内の小中学校は、白石市の各地域を学びの場の1つとして、多様な教育活動に取り組んできました。学校の再編に伴い、各学校でこれまで地域の方にご協力いただきながら行ってきた活動は、今後も、地域と学校が密接に連携していくために、地域の方の意見を参考にしながら、学校における教育活動にどのように取り入れるのかを検討することも重要です。そのため、コミュニティ・スクールの役割は重要です。

6 学びを支える教育環境の整備

本市では、小中学校における学習環境の向上を図るため、教室へのエアコン設置や教室や体育館のLED化を進めてきました。併せて、令和4年12月に本市教育委員会が策定した「学校安全点検マニュアル」に基づき、各学校において安全点検を行い、必要に応じて修繕、改修を行うなど、子どもたちが安全で快適な学習環境が確保できるよう努めてきました。

また、GIGAスクール構想に基づき、児童生徒に対して1人1台のタブレット端末を配備したほか、校内ネットワークの充実を図るなどICT環境を整備することにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるための学習環境を整備しました。

今後、学校再編を進める上で、グローバル化の進展、Society5.0の到来など、急速かつ大きく転換し続ける社会に対応した新しい時代の学びを実現し、多様な学びに対応する教育環境を整備していきます。

【教育環境の整備を行う上での基本的な考え方】

学校は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時には、地域の避難所としての役割も担っています。このことを踏まえて、学校を「新しい時代の学びの舎」として、次の視点で施設整備を行います。

①「学び」：多様な学習活動が展開できる柔軟で創造的な学習空間の整備

- ・ICTの活用により、個別最適な学びや協働的な学びを一体的に推進するため、多様な学習が展開できる教室環境を整備する。

②「安全」：安全・安心な教育環境の実現

- ・安全で安心な教育環境を確保することは大前提であり、段階的な再編の後も既存の校舎を使用し続ける場合においても、新設する場合においても、引き続き「学校安全点検マニュアル」に基づき、各学校において学校施設の安全点検を行い、必要に応じて修繕、改修を行うなど、子どもたちにとって安全で快適な学習環境が確保されるよう整備する。

③「生活」：健やかな学習・生活空間の実現

- ・学校施設は、災害時における地域の避難所として重要な役割を担っており、その役割を十分に果たしていくためにも、避難所としての防災機能を一層強化していくことが必要であることから、トイレの洋式化や備蓄倉庫、情報通信設備、非常用電力等の確保を図る。
- ・新設する際は、避難所機能を前提としたレイアウトやセキュリティの確保、プライバシーへの配慮についても考慮し、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー化を行い、誰もが使いやすく、維持管理しやすい学校施設の整備を検討する。

【放課後支援の充実について】

本市では、保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童に、放課後の生活の場や適切な遊びを提供し、その健全な育成を図るため、市内2校の学区内において放課後児童クラブを設置しています。また、市内4校の学区内では、より地域の実情に応じた事業となるよう、地区住民が組織する団体によって放課後児童クラブが運営されています。

学校再編に伴う放課後児童クラブのあり方については、児童の安全性の確保を最優先としながら、今後、保護者や児童、地域の意見を参考に検討していきます。

なお、新設する義務教育学校には、放課後児童クラブの併設を検討します。

7 通学手段及び学区

文部科学省の手引では、徒歩や自転車通学を前提とし、通学距離を小学校は概ね4km以内、中学校は概ね6km以内とされています。

近年は、スクールバスの導入や多様な交通機関の活用事例が増えていることから、通学距離だけでなく、各市町村において、交通手段の確保と、遠距離・長時間通学の不利益を一定程度解消できる見通しが立つことを前提に、文部科学省の手引では「おおむね1時間以内」

を一応の目安として、地域の実情に応じて判断するのが適当であるとされています。

これを踏まえ、本市の通学区域は、地理的要件や通学時の安全面など、地域の実情を考慮して定めています。

今後、段階的な再編をする場合は、従来の通学区域を基本とし、段階的な再編を行う小・中学校の通学区域を合わせた区域を新たな通学区域とします。

また、段階的な再編が進み、最終的に義務教育学校、小中一貫小規模校、小中一貫学びの多様化学校の3校に再編する際は、学区は撤廃します。

学校再編により基準となる通学距離を超える場合は、スクールバスに限らず、社会情勢を勘案しながら、通学手段については今後検討します。

8 再編に向けて配慮すべき事項

(1) 保護者、地域、学校関係者との合意形成

教育環境の整備は、児童生徒のためにはスピード感をもって進めていかなければなりません。その反面、再編に関わる保護者や地域の方、学校関係者に対しては丁寧な説明を行った上で合意形成を図り、一体感を醸成できるよう配慮します。

(2) 子どもたちへの配慮

学校の再編に当たり、子どもたちの不安や悩みの軽減に努め、新たな交友関係を構築できるよう、再編準備期間中に学校間の事前交流等を積極的に実施していきます。

(3) 未就学児童や保護者への配慮

将来、進学する学校の位置等を考慮した上で、住居を構える子育て世帯が少なからずいることから、未就学児童の保護者にも積極的に進捗状況を周知していきます。

(4) 再編に伴う跡地利用

再編によって、廃校となる学校については、学校施設の老朽化の状況等を踏まえながら、取り壊しを行うか、別の用途で活用するかを検討していきます。

(5) 基本方針の見直し

社会情勢の変化や国の動向により、本方針に大きく影響を及ぼす変化が生じた場合には、必要に応じて本方針を見直します。

第5章 再編による学校像

第4章で示した学校再編の基本方針を踏まえ、以下の3つの学校に再編します。

1 義務教育学校

- ・義務教育学校は、令和16年度の開校を目指し、場所は現在の白石第一小学校の敷地及びその周辺に新設します。
- ・義務教育学校は、全学年でクラス替えができ、学年及び他学年の児童生徒との交流の機会を設け、多様な人間関係の構築ができるよう1学年2学級以上とします。学校全体では、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の3の規定に基づき、義務教育学校の標準学級数である18学級以上27学級以下とします。
- ・学年部の区切りは、9年間を通じた教育課程において、最も効果が期待できる区切りになるようにします。
- ・1人の校長のもと、小中学校の教職員が一体となった「チーム学校」というべき教職員組織を構築し、9年間で学習の系統性を意識した教育活動を行います。
- ・（仮称）地球共創大学院大学との連携を視野に入れ、教育環境の充実を図ります。

2 小中一貫小規模校

- ・小中一貫小規模校は、児童生徒同士、児童生徒と教員が互いをよく理解し、良好な関係を築き、教育活動に活かすため、1学級10人程度の学校を目指します。
- ・（仮称）地球共創大学院大学との連携を視野に入れ、教育環境の充実を図ります。
- ・子どもの活躍の場面で学習活動及び学校行事に位置付け、多様な経験を通して、子どもの成長を支援します。
- ・児童生徒の中には、様々な事情により、規模の大きい学校を苦手とする子どもも一定数いることから、学校の選択肢があることが望ましいと考えます。なお、設置場所は、出生数、児童生徒数の動向を踏まえ、検討します。

3 小中一貫学びの多様化学校

- ・小中一貫学びの多様化学校は、不登校経験のある児童生徒が通う学校であることから、個人のペースを大切に教育活動を行います。
- ・不登校児童生徒の実態等を踏まえたカリキュラムを編成し、基礎学力の向上と社会性の伸長を目指す教育活動を重視します。
- ・令和5年4月に開校した白石南小・中学校は、学びの多様化学校としてのこれまでの学校運営の実績を生かすことを考え、引き続き小中一貫の学びの多様化学校とします。

第6章 今後の進め方

1 開校までのロードマップ

第3章で段階的な再編の大まかなスケジュールを示しましたが、最終的に義務教育学校や小中一貫小規模校に再編するまでの主な手順は以下のスケジュール(案)のとおりです。

義務教育学校や小中一貫小規模校の開校に当たり、校舎を新設する場合は、用地取得や土地の造成、施設の設計など、様々なプロセスを踏む必要があり、建設に至るまでに長い期間を要することが想定されます。また、既存の校舎を活用する場合も、改修を行う可能性があります。新設と同様、一定程度期間を要します。

その間、学校の児童生徒数が著しく減少することにより、教育活動に支障が生じることが見込まれる場合は、再編に係る取組の進捗状況を見ながら、保護者や地域住民の方から意見を聞いた上で、近隣の学校への再編も検討することとします。

<今後の主な学校再編スケジュール(案)>

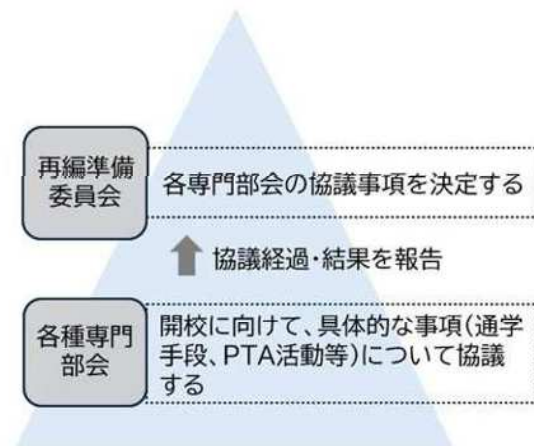


2 開校に向けた推進体制

義務教育学校、小中一貫小規模校の開校の際は、その前段階として、校名、校歌、校章、通学方法、PTA活動等について検討する必要がありますが、本市では、再編準備委員会及び各専門部会を設置し、保護者、地域住民、教職員の代表者とともに議論を重ねた上で開校に向けた準備を進めていきます。保護者、地域住民、教職員のそれぞれの立場から、共に知恵を出し合いながら、魅力ある学校を創っていくこととします。

<開校に向けた推進体制（イメージ）>

保護者、地域住民、教職員等の皆様に参画いただきながら、開校に向けた準備を進めていく



第18号議案

令和8年3月31日、4月1日管理職員人事について

秘密会のため非公開

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典